

伊万里市子ども・若者計画

伊万里市

はじめに

将来を担うこども・若者は、伊万里市のかけがえのない宝であり、こども・若者が将来に夢を持ち、学びや経験を通じて自立していくことは、私たち大人の願いであるとともに、地域社会全体の希望でもあります。こども・若者が健やかに育ち、社会の一員として自らの役割を果たしていくことは、本市の持続的な発展に直結する重要な課題です。



全国的に、急速な少子化や家族形態の変化、地域コミュニティ意識の希薄化などにより、こども・若者を取り巻く環境は大きく変化しており、いじめや不登校、児童虐待、貧困、インターネット上の有害情報など、こども・若者の健やかな成長を阻害する要因は複雑化、多様化しています。困難を抱えるこども・若者の問題は深刻さを増しており、本市においても地域社会全体でこれらの課題に向き合うことが求められています。

本市では、これまで学校教育や社会教育の場を通じて、こども・若者の育ちを支援してきましたが、これまでの取組を体系的かつ総合的に推進するため、今回初めて「伊万里市子ども・若者計画」を策定しました。本計画では、主に思春期から40歳未満までの不登校やひきこもり、若年無業者（いわゆるニート）など、困難を抱える若者への支援に重点を置くとともに、インターネット社会など今日的な課題にも対応する方向性を示しています。

次代の担い手である、こども・若者の健全育成への支援は、本人や家族にとってはもちろんのこと、本市においても将来を左右する重要な取組と認識しており、市民の皆さまとの協働による支えが必要不可欠と考えていますので、今後も市民の皆さまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆さま、及び貴重なご意見を賜りました子ども・若者計画策定委員会委員の皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

伊万里市長 深浦 弘信

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけと性格	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象	3

第2章 こども・若者を取り巻く状況

1	伊万里市の動向・現状	4
2	就労等の状況	11
3	ひきこもり、若年無業者（ニート）の状況	13
4	アンケート調査等からみるこども・若者の意識実態について	16

第3章 基本的な考え方

1	基本理念	27
2	計画の体系	28

第4章 計画内容

重点目標1	豊かな人間力を身につけるため、こども・若者の育ちを支援する	30
(1)	社会的自立に向けた「生きる力」の育成	30
(2)	情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会等の提供	31
(3)	インターネット社会に生きるこども・若者への支援	32
重点目標2	困難を有するこども・若者やその家族を支援する	32
(1)	困難を有するこども・若者の自立に向けた包括的な支援	32
(2)	こども・若者の個別的な課題への支援	33
(3)	家庭の生活基盤と養育力の向上支援	34
重点目標3	こども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する	35
(1)	社会参加と居場所の充実	35
(2)	学校・家庭・地域が連携したこども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり	36

第5章 計画の推進に向けて

- 1 推進体制について 37
- 2 計画の進行管理（重点事業の設定） 38



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子化の進行や核家族化の加速、情報化社会の急速な進展、さらには経済情勢の変動など、社会全体の構造変化がこども¹・若者を取り巻く環境に大きな影響を与えています。家庭や地域社会における教育力の低下が指摘される中で、こども・若者にとって犯罪や非行、不登校、いじめといった深刻な問題が顕在化し、健やかな成長を阻害する要因となっています。

また、非正規雇用の増加をはじめとした雇用形態の多様化と若年無業者（ニート）²数の高止まりなどは、若者が将来に不安を抱く大きな要因となっています。安定した就労や社会的自立の機会が十分に確保されない状況は、若者本人だけでなく、地域社会全体の持続的な発展にも影響を及ぼす深刻な課題です。

こうした中、平成22年4月には「子ども³・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）が施行され、こども・若者育成支援施策を総合的に推進するための枠組みが整備されました。同法に基づき、同年7月には「子ども・若者ビジョン」が策定され、人間関係の希薄化による家庭や地域における養育力の低下が指摘されるとともに、社会全体でこども・若者を見守り、育てる機能を果たしていく必要性が強調されました。

さらに、こども・若者の育成に必要な費用は「未来への投資」と位置づけ、社会全体で支えていくべきであることが示されています。

令和6年6月には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）が施行され、子ども・若者育成支援推進法において ヤングケアラー（家族の介護や日常生活上の世話を過度に担うこども・若者）が新たに法律上明記されました。これにより、ヤングケアラーが社会生活を円滑に営む上で困難を有する存在として、国や地方公共団体、関係機関が支援に努めるべき対象であることが明確化されました。

本市においても、こうした国の動向や社会的課題を受け止め、地域の特性に即したこども・若者支援の方向性を明確にする必要があります。これまで本市では、学校教育や社会教育、地域活動などを通じてこども・若者の育成を支援してきましたが、今回初めて総合的かつ体系的に整理された「子ども・若者計画」を策定しました。

本計画は、乳幼児期から学童期の育ちを支える施策を基盤としつつ、特に思春期から40歳未満までの不登校やひきこもり、若年無業者（ニート）、そしてヤングケアラーなど、困難を抱えるこども・若者をできるだけ早期に発見し、相談から自立に至るまで一貫して支援する仕組みを構築することを中心に策定するものです。

[1.3]表記について、国の法令や計画名においては「子ども」とし、それ以外については「こども」とする。

[2]若年無業者（ニート）：15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない人のこと。

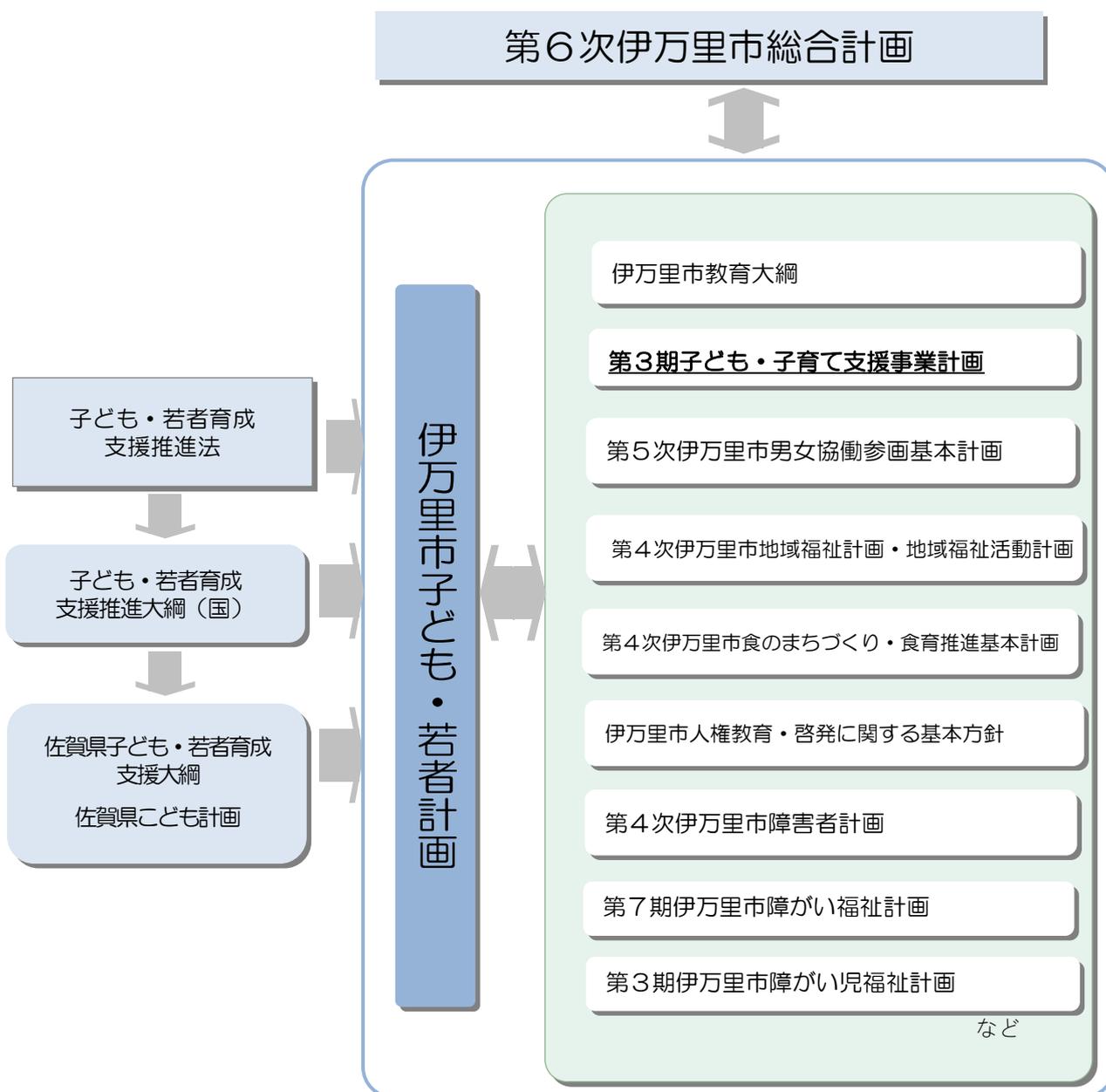
2 計画の位置づけと性格

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」であり、本計画の策定にあたっては、「第6次伊万里市総合計画」や関連する分野別計画との整合性を図り策定しています。

なお、「伊万里市教育大綱」、「第3期子ども・子育て支援事業計画」の内容については対象年齢や施策の関連上、本計画と密接な関係があることから、双方に整合を図りながら推進していきます。

伊万里市が令和6年度に策定した「第3期子ども・子育て支援事業計画」は、「次世代育成支援行動計画」及び「子どもの貧困対策計画」を包含する計画として位置づけており、これに「子ども・若者計画」を加えたものを「伊万里市こども計画」とします。

【 計画の位置づけ 】



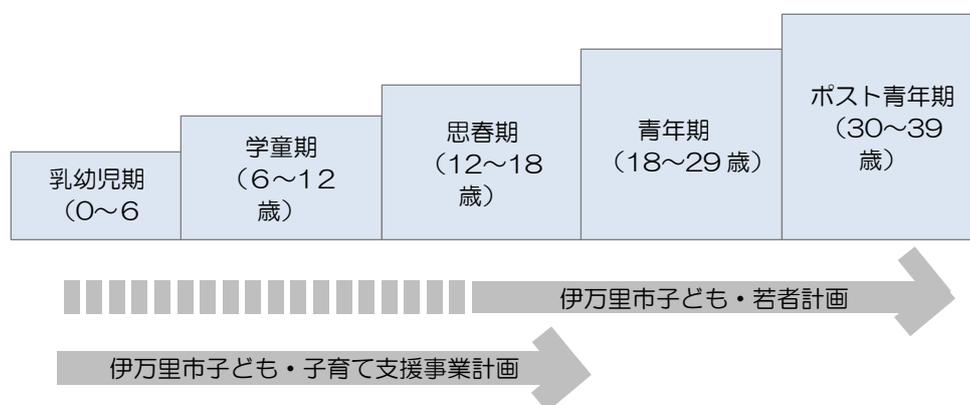
3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度の4年間とします。

なお、新たな課題や環境の変化、国の動向等に対応できるよう、柔軟性をもって計画を推進します。

4 計画の対象

計画の対象者は、子ども・若者育成支援推進法に基づくものとし、「第3期子ども・子育て支援事業計画」との役割分担を行い、乳幼児期⁴から学童期⁵の育ちを踏まえた上で、特に思春期⁶から、青年期⁷・ポスト青年期⁸までの子ども・若者に照準を合わせます。



【国の子ども・若者育成支援推進大綱における子ども・若者等の定義】

子ども：乳幼児期、学童期及び15歳未満の思春期の者

若者：15歳以上の思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする

青少年：青年期までの者

年齢区分の補足

【4】乳幼児期：義務教育年齢に達するまで（おおむね0~6歳）

【5】学童期：小学生年代（おおむね6~12歳）

【6】思春期：中学生からおおむね18歳まで（12~18歳前後）

思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により子ども・若者それぞれに該当する場合がある。

【7】青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者

【8】ポスト青年期：大学で学び続けている者や、円滑な社会生活を営む上で困難を有する青年期を過ぎた40歳未満の者



こども・若者を取り巻く状況

こども・若者を取り巻く社会環境が大きく変化している中、こども家庭庁が令和4年度に実施した全国調査では、ひきこもり状態にあると推計された人数が約146万人（2.05%）と推計され、本市人口（令和7年1月1日時点）に換算すると約1,000人と算定されます。

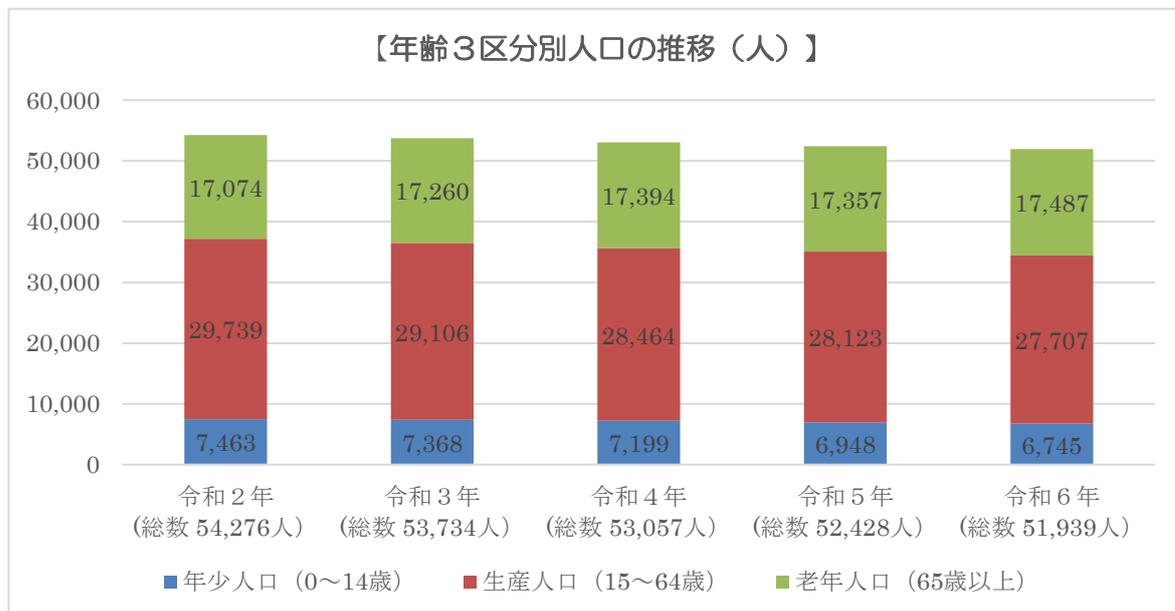
今回実施したアンケートの全体傾向としては、本市のこども・若者は地域や家庭への満足度が高く、安定した生活を志向する一方で、雇用や経済的自立、地域活動への参加、子育て・福祉・行政サービスの充実などに課題意識を持っています。特に女性や若年層では非正規雇用や経済的不安、地域活動への参加意欲の低さが目立ちます。

若者に関する施策について、本市に望むこととして、ショッピングモールなど若者が集まることのできる商業施設や、就業先の確保として企業誘致を求める声が見受けられました。若者が住み続けたいまちを実現するためには、若者の居場所を作る施策が求められています。様々な現状やニーズを把握し、こども・若者が自立に向かって支援が受けられる仕組みを構築していくことが重要です。

1 伊万里市の動向・現状

(1) 人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和6年3月末では51,939人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は年々減少し、令和6年では6,745人となっています。

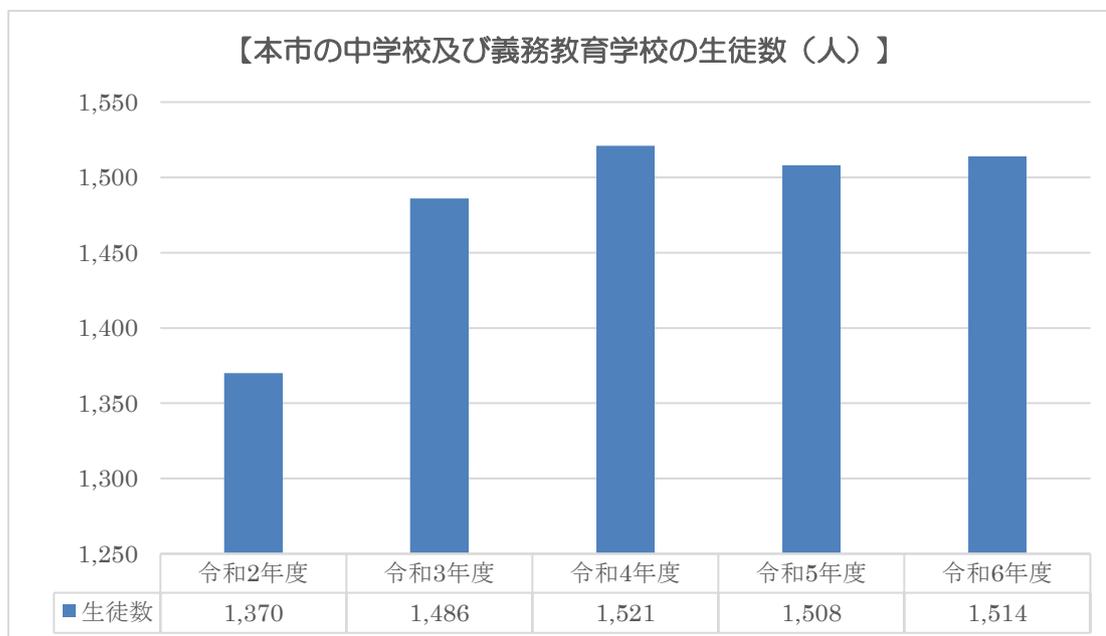


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 中学校・高等学校の状況

① 市内の中学校の状況

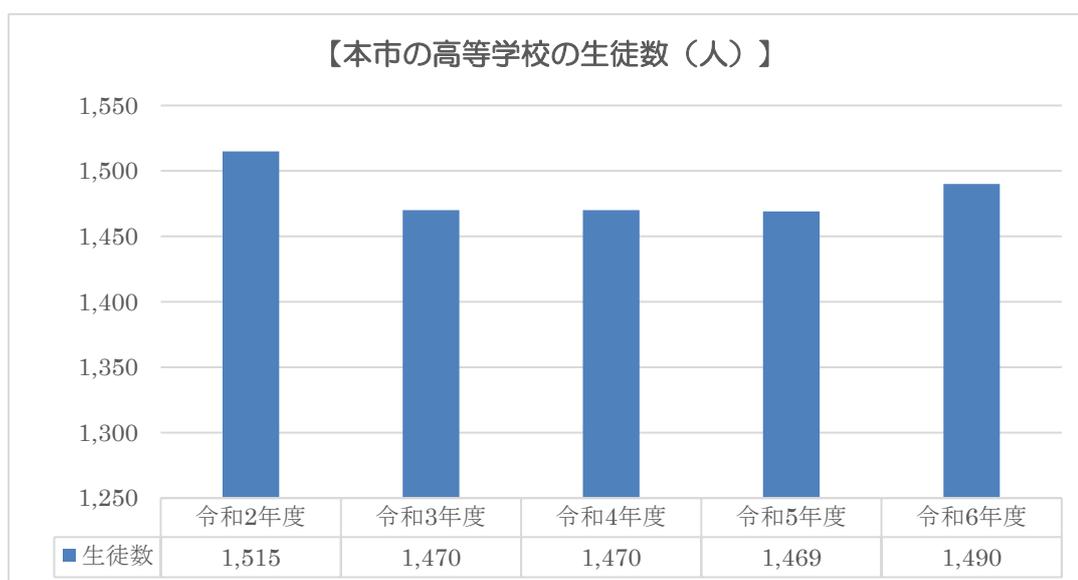
本市の中学校及び義務教育学校後期課程7年生から9年生の生徒数は、令和2年度から令和3年度にかけて増加し、その後は約1,500人で推移しています。学校数は7校（中学校5校、義務教育学校2校）となっています。



資料：学校教育課

② 市内の高等学校の状況

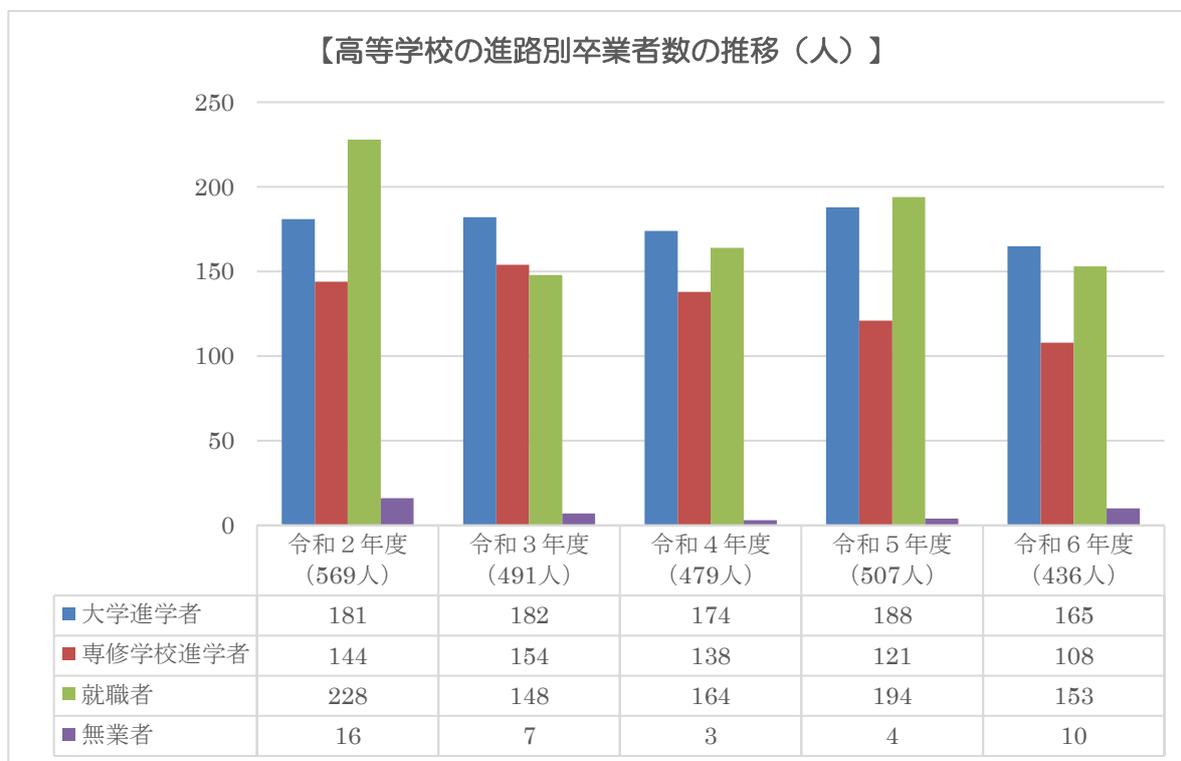
本市の高等学校の生徒数は、令和2年度から令和6年度にかけて、約1,500人で推移しています。学校数は4校（公立2校、私立1校、特別支援学校1校）で近年変化はありません。



資料：県教育総務課

③ 市内の高等学校の進路別卒業生数の推移

高等学校の進路別卒業生数の推移をみると、大学進学者数はおおむね横ばいで、専修学校入学者数は減少傾向にあります。無業者数は令和4年度にかけ減少しましたが令和5年度以降から増加傾向にあります。



資料：学校基本調査

(3) 問題行動の現状

児童・生徒の問題行動の一つとして、暴力行為（「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物破損」）の総数を示しています。小・中学校の問題行動件数は令和6年度で39件となっており、令和4年度に減少したものの増加傾向にあります。

【 問題行動件数の推移 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	0 件	1 件	4 件	13 件	19 件
中学校	20 件	31 件	10 件	21 件	20 件
合計	20 件	32 件	14 件	34 件	39 件

資料：学校教育課

(4) いじめの現状

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう』と示されました。本市では平成18年に「いじめなし都市宣言」を行い、市民全体でいじめを許さない姿勢を明確にしました。さらに平成27年には「伊万里市いじめの防止等に関する条例」を制定し、同年4月には「伊万里市いじめ防止基本方針」を策定しました。

近年、いじめの認知件数は全国的に増加傾向にあります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による学校休業や分散登校により児童生徒同士の接触機会が減少したため、一時的に件数が低下しました。しかし、令和3年度には学校活動の再開に伴い、認知件数が再び増加しました。また、文部科学省が「小さな兆候も積極的に認知する」方針を徹底したことも、件数増加の一因となっています。

【 いじめ認知件数の推移 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	127 件	316 件	433 件	511 件	539 件
中学校	39 件	121 件	132 件	312 件	273 件
合計	166 件	437 件	565 件	823 件	812 件

資料：学校教育課

(5) 不登校の現状

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために（病気や経済的な理由によるものを除く）年間 30 日以上の長期欠席した者をいいます。

本市の不登校児童生徒数の推移をみると、小・中学校ともに増加傾向にあります。

【 不登校児童生徒数の推移 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	31 人	48 人	61 人	61 人	78 人
中学校	65 人	87 人	93 人	103 人	108 人
合計	96 人	135 人	154 人	164 人	186 人

資料：学校教育課

教育支援センター「せいら」は各学校やスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとも連携しながら不登校の児童・生徒を支援する教室です。心理的要因等により、登校できない、または一時的に登校できない小・中学校、義務教育学校児童・生徒、高校生が日常の学習指導や諸活動、様々な体験活動等を通して、少しずつ社会性を養い、学校復帰を目指しています。在籍者数は、小・中学校ともに増加傾向となっています。

【 教育支援センター「せいら」在籍者数 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	6件	2件	6件	15件	22 件
中学校	22件	14件	16件	18件	23 件
合計	28人	16人	22人	33人	45 人

資料：学校教育課

(6) 体力の現状

体力は人間の活動の土台であり、健康な生活や意欲・気力を支える大切な力です。健全な成長を促し、豊かで充実した生活を送るために欠かせません。

文部科学省が行っている「新体力テスト」では、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げの8種目のテストを実施しています。

本市では概ね男女ともに、全国の平均値を下回る結果となっています。

【 男子 新体力テスト平均点 (100点満点) 】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学 6年生	伊万里市	57.7点	60.0点	57.5点	56.9点
	全国	60.4点	60.8点	60.3点	56.3点
中学 3年生	伊万里市	47.7点	48.4点	46.4点	48.6点
	全国	51.7点	50.8点	50.6点	50.7点

資料：学校教育課

【 女子 新体力テスト平均点 (100点満点) 】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学 6年生	伊万里市	59.9点	59.4点	59.1点	57.2点
	全国	61.7点	61.6点	60.2点	60.9点
中学 3年生	伊万里市	51.7点	51.9点	49.2点	51.0点
	全国	53.6点	54.9点	53.4点	52.4点

資料：学校教育課

(7) 学力の現状

文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」において、本市では小・中学校とも、全国の平均値を下回る結果となっています。

【 国語 正答率 】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校 6年生	伊万里市	64.0%	65.0%	67.0%	63.0%	61.0%
	全国	64.7%	65.6%	67.2%	67.8%	66.8%
中学校 3年生	伊万里市	57.0%	67.0%	62.0%	51.0%	51.0%
	全国	64.6%	69.0%	69.8%	58.1%	54.3%

資料：学校教育課

【 算数/数学 正答率 】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校 6年生	伊万里市	69.0%	62.0%	59.0%	58.0%	51.0%
	全国	70.2%	63.2%	62.5%	63.6%	58.0%
中学校 3年生	伊万里市	49.0%	43.0%	37.0%	44.0%	39.0%
	全国	57.2%	51.4%	51.0%	52.5%	48.3%

資料：学校教育課

2 就労等の状況

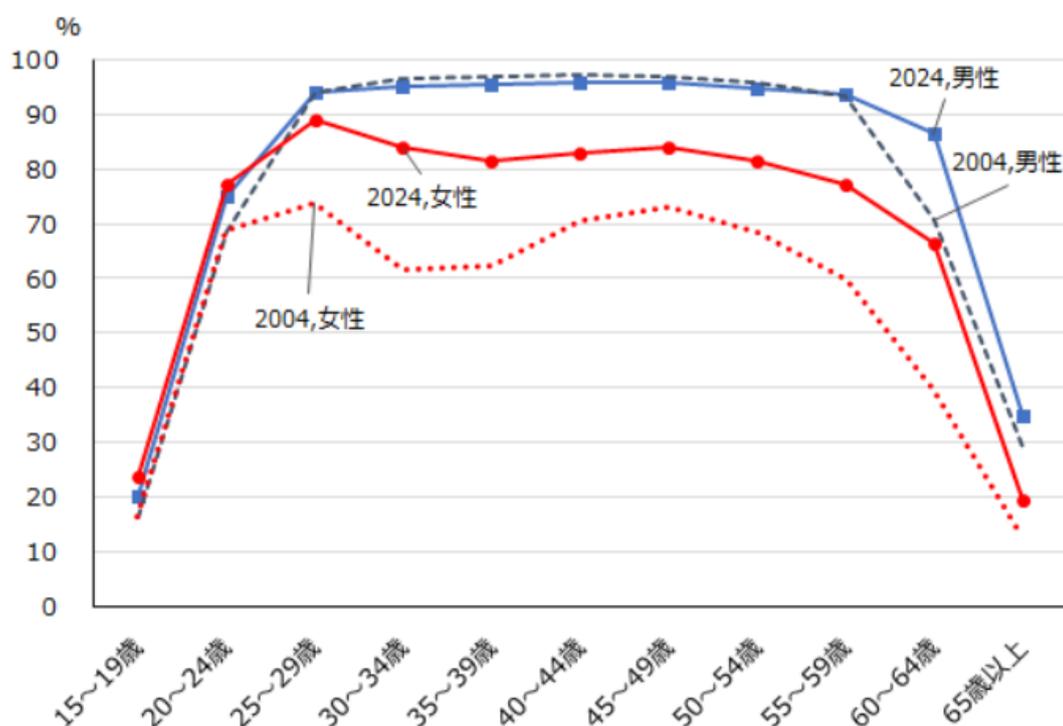
(1) 全国の若者の就労を取り巻く状況

令和6年（2024年）と平成16年（2004年）の年齢階級別（5歳階級別）の労働力率（注1）の結果をみると、男性では、どちらも「25～29歳」から「55～59歳」までのすべての年齢階級において95%前後で推移しています（図表1）。

女性では、平成16年から令和6年にかけて、すべての年齢階級で労働力率が大きく上昇しています。平成16年は、出産や子育て期にあたる「30～34歳」から「35～39歳」までの労働力率が低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブ（注2）の谷がみられますが、令和6年はカーブが浅くなっています。

また、M字カーブの谷で労働力率が最も低い年齢階級は、平成16年では「30～34歳」（61.4%）に対し、令和6年では「35～39歳」（81.4%）となっています。

図表1：年齢階級別（5歳階級別）の労働力率



[注1] 労働力率（ろうどうりょくりつ）とは、15歳以上の人口のうち「労働力人口（労働者＋完全失業率）」が占める割合のこと。

[注2] 女性の労働力率が、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くこと。

資料：総務省「労働力調査」

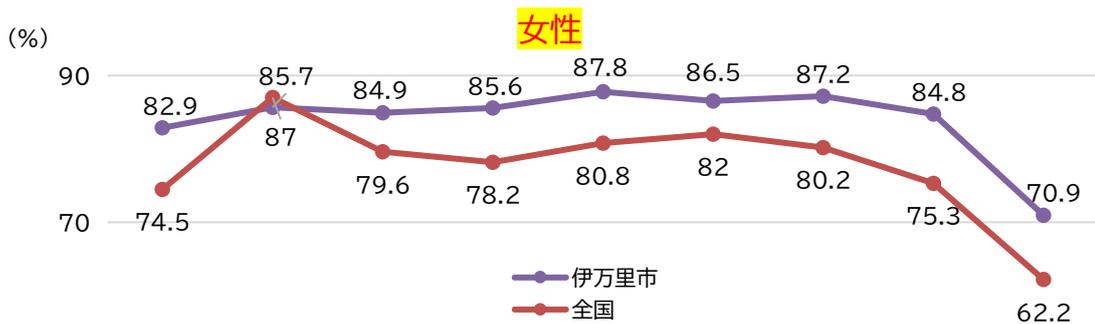
(2) 伊万里市の若者の就労を取り巻く状況

令和2年の年齢階級別就業率をみると、本市の女性は全体として全国平均を上回る傾向が見られました。特に20～24歳では82.9%と全国平均(74.5%)を大きく上回り、若年層の就業が進んでいます。30～49歳の子育て世代においても、全国との差は4.5～7.4ポイントと高く、出産・育児期においても高い就業率が維持されています。さらに、60～64歳では70.9%と、全国平均(62.2%)を8.7ポイント上回っており、高年齢層における就業も活発といえます。

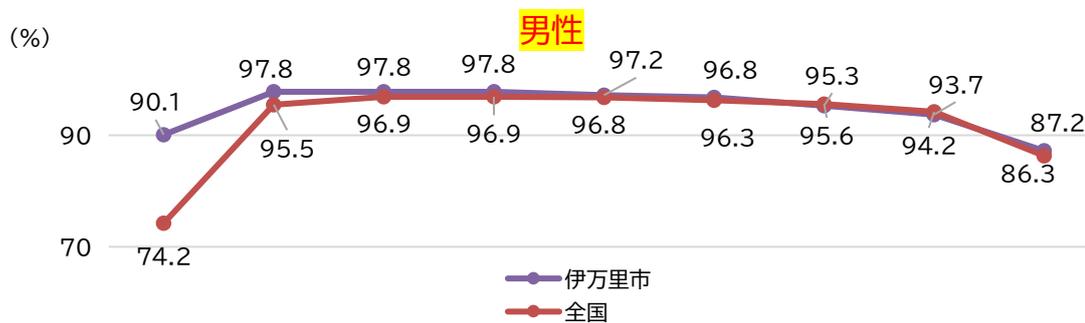
一方、男性は20～24歳で90.1%と非常に高い就業率を示し、25～49歳の各階級でも96%台後半と、全国と同様に高水準を維持している。50歳以降ではやや全国平均を下回る傾向が見られるものの、全体としては安定した就業状況が確認されます。

このように、本市では男女ともに若年層から中高年層にかけて高い就業率が見られ地域の雇用環境の安定性がうかがえます。

【令和2年 年齢階級別就業率 (%)】



	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳
伊万里市	82.9	85.7	84.9	85.6	87.8	86.5	87.2	84.8	70.9
全国	74.5	87	79.6	78.2	80.8	82	80.2	75.3	62.2



	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳
伊万里市	90.1	97.8	97.8	97.8	97.2	96.8	95.3	93.7	87.2
全国	74.2	95.5	96.9	96.9	96.8	96.3	95.6	94.2	86.3

資料：総務省「労働力調査」

3 ひきこもり、若年無業者（ニート）の状況

(1) 全国におけるひきこもりの状況

内閣府が平成27年に実施した調査では、全国の15～39歳の1.57%、約54万人がひきこもり状態にあると推計され、ひきこもり状態になった年齢は15～19歳が最も多く、継続期間は6か月～1年が最多とされました。

その後、こども家庭庁が令和4年度に実施した調査では、対象を15～64歳に拡大した結果、全国で約146万人（2.05%）がひきこもり状態にあると推計され、問題が若者だけでなく中高年層にも広がっている傾向が推測されます。特に40～64歳の中高年層は約61万人と全体の4割を占め、長期化傾向も顕著です。初めてひきこもり状態になった年齢は依然として15～19歳が最多で、若年期に集中する傾向は変わりませんが、長期化により中高年層へと移行するケースが増えています。

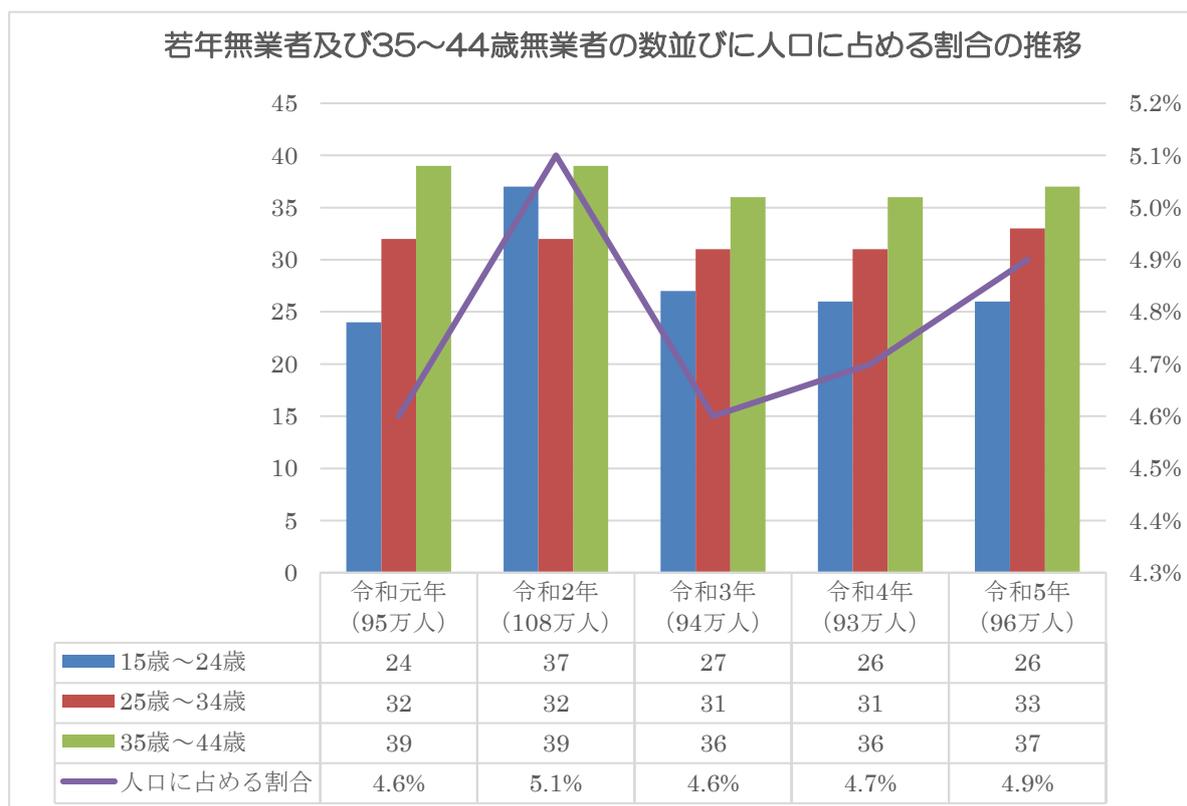
ひきこもり実態の比較表

項目	平成27年調査（内閣府）	令和4年度（こども家庭庁）
調査年度	平成27年	令和4年度
実施機関	内閣府	こども家庭庁
対象年齢	15～39歳	15～64歳
推計人数	約54.1万人（1.57%）	約146万人（2.05%）
年齢層別の傾向	15～19歳：34.8%（最多） 20～24歳：25.9%	15～19歳：約3割強（最多） 20～24歳：次に多い 40～64歳：約61万人 （全体の約4割）
継続期間	6か月～1年：39.2% 1～3年：28.5%	1年以上：約50% 7年以上：約20%
初めてひきこもりになった年齢	15～19歳が最多	15～19歳が最多
定義	6か月以上連続して外出が極端に制限される状態（趣味や近所への外出は含む）。	同様に6か月以上。ただし対象年齢を拡大し「広義のひきこもり」として把握。
政策的示唆	若者支援が中心。学校から社会への移行期に重点。	全年代に広がる社会課題。中高年層への支援、長期化対応、家族支援が重要。

(2) 全国における若年無業者（ニート）の状況

総務省統計局の労働力調査によると、令和5年度で若年無業者（ニート）に該当する15～34歳までの数は59万人、35～44歳の無業者（中年層ニート）の数は37万人となっています。その総数を10年前の平成23年と比較すると、8万人ほど減少しています。

令和2年のコロナ禍をきっかけに人口に占める割合が急増しましたが、令和3年に下がり、その後は上昇傾向にあることがわかります。



資料：総務省「労働力調査」

厚生労働省の「ニート状態にある若年者の実態および支援策に関する調査研究報告書」によると、若者がニートになってしまう主な原因・きっかけとして、以下のような事項が挙げられています。

- 勉強でのつまずきや挫折
- 学校を中退
- 学校でのいじめ
- 就職や職場での失敗
- 人間関係のストレス
- メンタル面の不調
- コミュニケーションへの不安
- など

(3) 伊万里市におけるひきこもりの状況

伊万里市社会福祉協議会の集計によると、ひきこもりに関する相談件数は、令和5年度の56人から令和6年度には110人へと倍増し、令和7年度（11月時点）も94人と高水準で推移しています。令和6年度に急増した背景には、相談体制の整備や周知の進展、また潜在的な支援ニーズの顕在化が影響していると考えられます。

特に令和6年度は、40代と50代の中高年齢層での相談が顕著に増加しました。令和7年度に入ってから、60代や70代以上の高齢層での相談が急増しており、家族からの相談も含まれていると考えられます。

また、20代や30代の若年層からの相談も継続しており、ひきこもりが世代を問わず広がる課題であることが明らかになっています。

このような状況を踏まえ、今後は世代ごとの背景に応じた支援体制の整備や、関係機関との連携強化が求められます。

【 ひきこもりに関する相談件数の推移 】

(延べ人数)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (11月時点)
10代	0人	0人	0人
20代	0人	9人	1人
30代	10人	3人	0人
40代	16人	59人	19人
50代	23人	30人	29人
60代	6人	5人	22人
70代～	1人	4人	23人
合計	56人	110人	94人

資料：伊万里市社会福祉協議会

4 アンケート調査等からみるこども・若者の意識実態について

こども・若者施策の対象となる世代の意識や行政への要望などから、「伊万里市子ども・若者計画」の策定に活かすため、アンケート調査を実施しました。

(1) 各調査等の概要

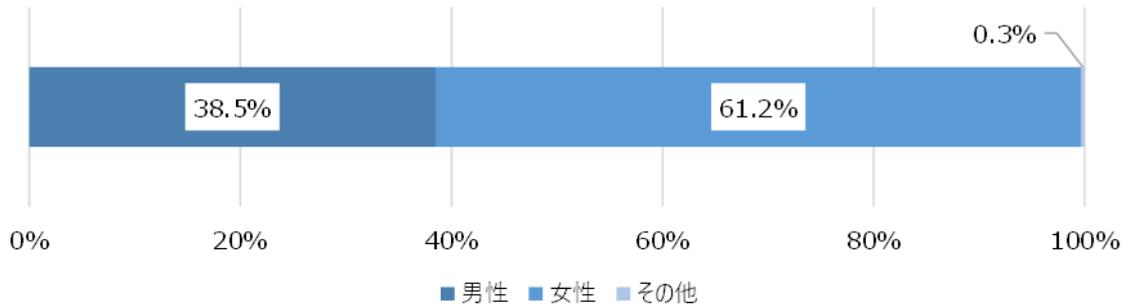
① 「子ども・若者計画」に関するアンケート調査

- ア 調査対象 伊万里市に住民登録されている 18 歳から 39 歳の 2,000 名を無作為抽出
- イ 調査期間 令和 7 年 8 月 11 日～8 月 31 日
- ウ 調査方法 オンライン
- エ 回収状況 回収数 587 件（回答率 29.3%）

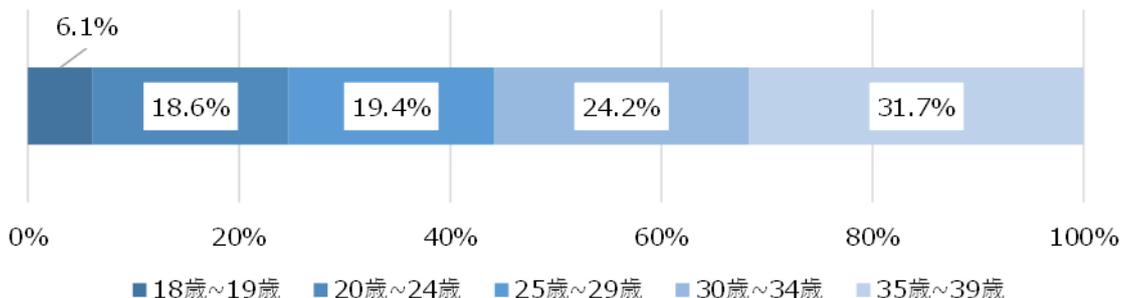
(2) アンケート調査結果及び分析の概要(

① 基本属性と生活実態

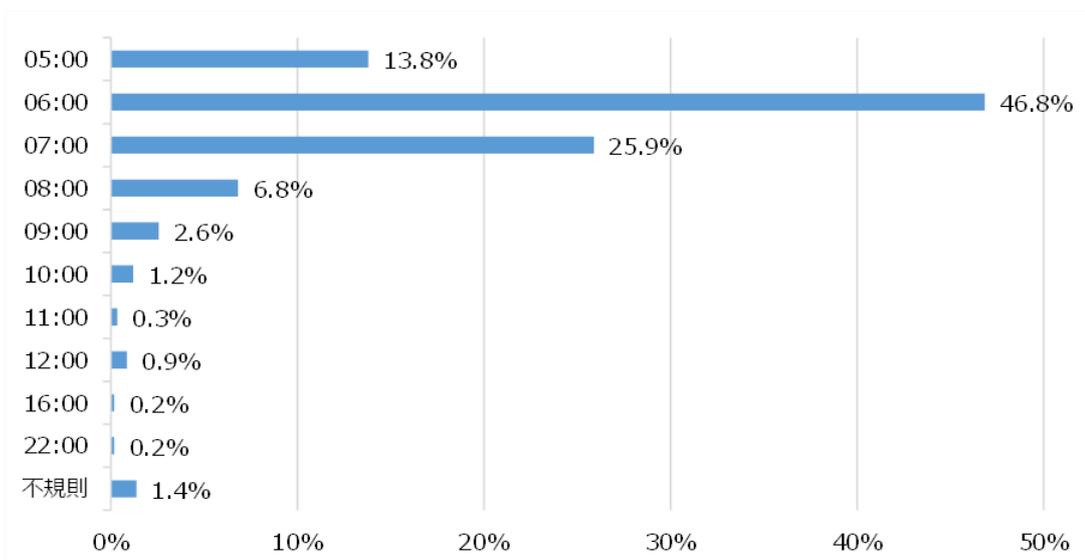
回答者の性別の項目で、女性が 61.2%、男性が 38.5%と女性が多くなっています。



回答の年齢層の項目で、割合が高いのは「35 歳～39 歳」(31.7%)であり次いで「30 歳～34 歳」(24.2%)、25 歳～29 歳 (19.4%) となっています。

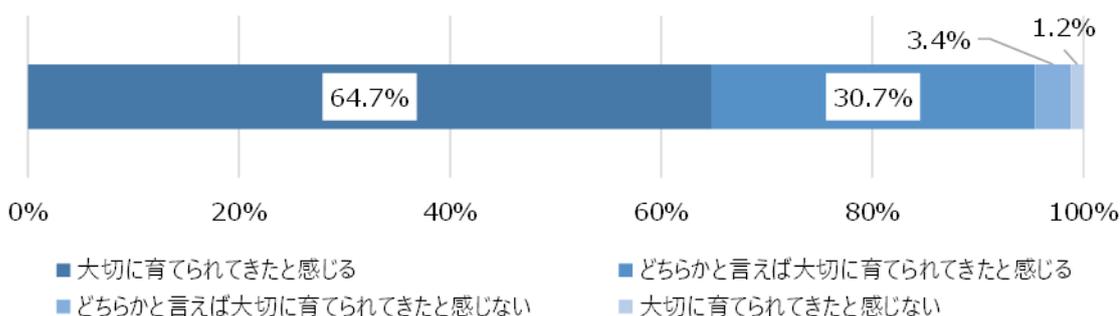


平均的な起床時刻の項目で、最も割合が高いのは「06:00」(46.8%)であり、次いで「07:00」(25.9%)、05:00(13.8%)となっています。

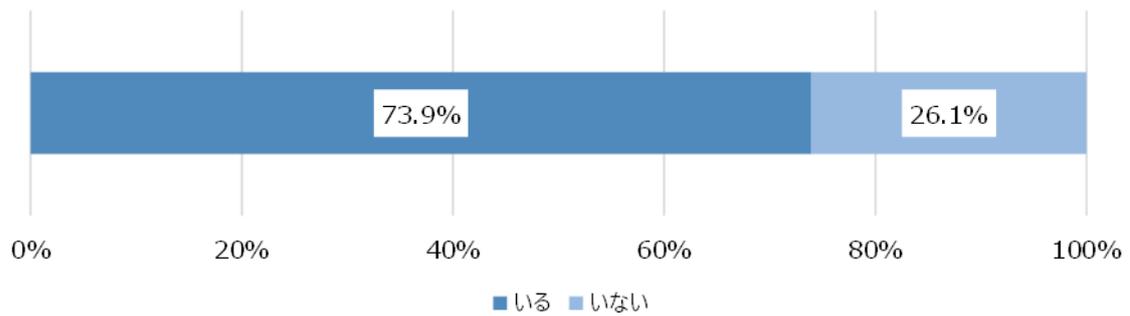


② 家庭環境・人間関係について

これまで家族の中で大切に育てられてきたと感じるとの項目で、最も割合が高いのは「大切に育てられてきたと感じる」(64.7%)であり、次いで「どちらかと言えば大切に育てられてきたと感じる」(30.7%)となっています。

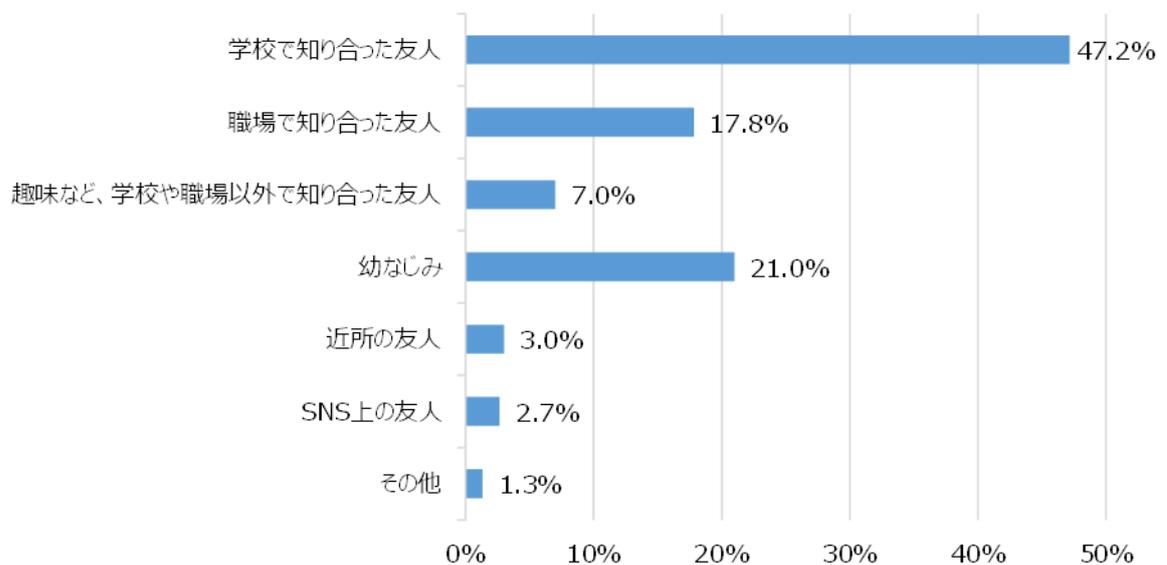


何でも話せる友人がいますかとの項目で、最も割合が高いのは「いる」(73.9%)であり、「いない」(26.1%)となっています。

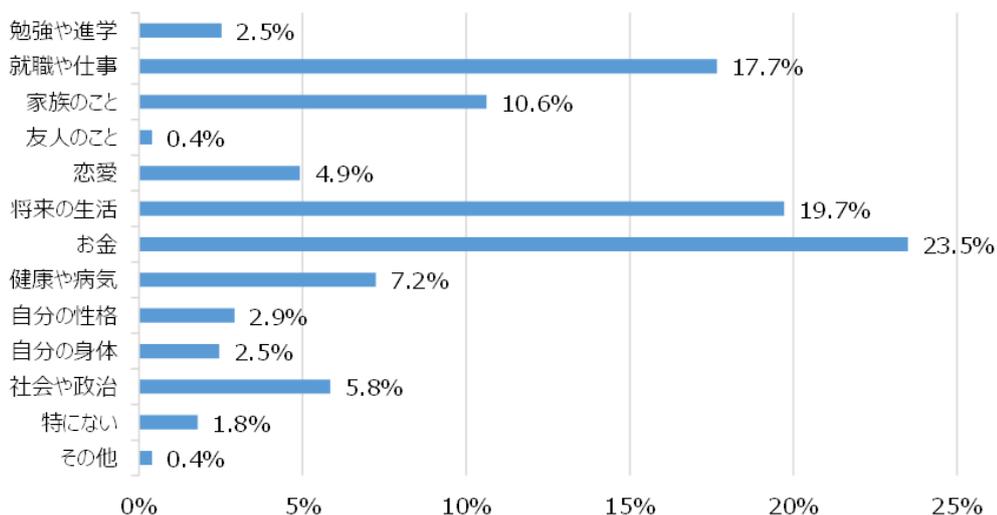


(上記で「いる」と回答した方のみ)

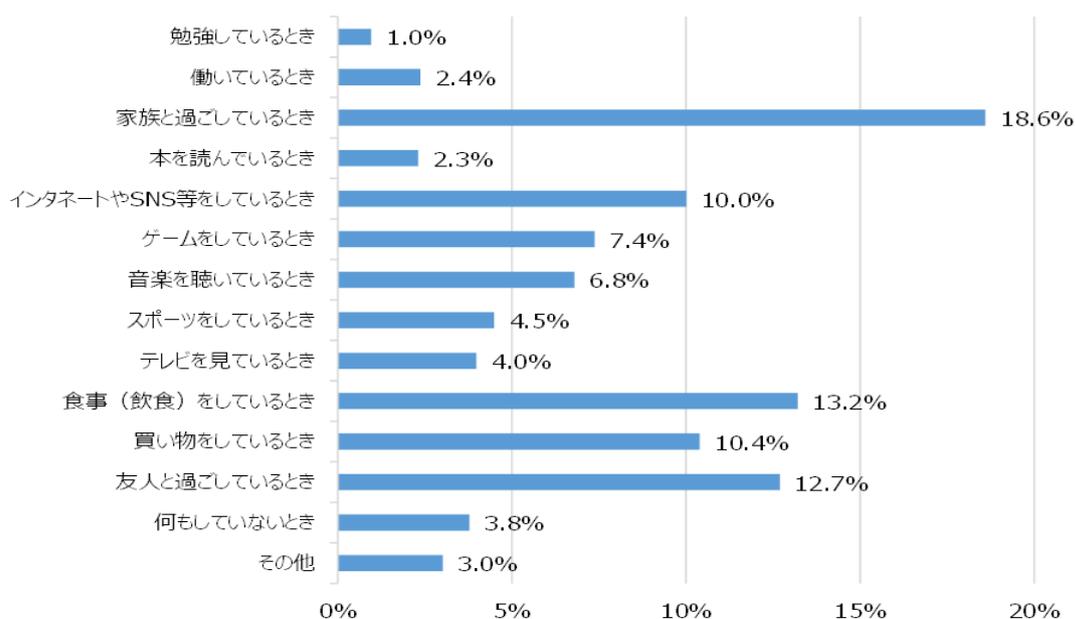
その人はどのような人ですか。あてはまるものをすべて選んでくださいとの項目で、最も割合が高いのは「学校で知り合った友人」(47.2%)であり、次いで「幼なじみ」(21.0%)、職場で知り合った友人(17.8%)となっています。



最近のあなたの悩みや心配ごとであてはまるもの 3 つまで選んでくださいとの項目で、最も割合が高いのは「お金」(23.5%)であり、次いで「将来の生活」(19.7%)、就職や仕事(17.7%)となっています。

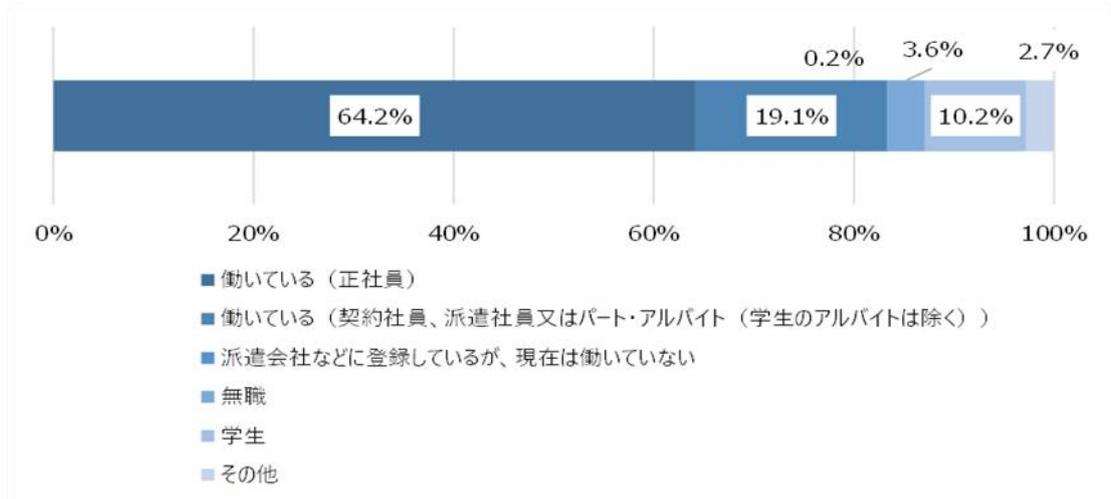


楽しい(充実している)と感じるのはどの項目で、「家族と過ごしているとき」が18.6%であり、「友人と過ごしているとき」が12.7%となっており、家族や友人とのつながりに充実を感じる人が多い傾向にあります。

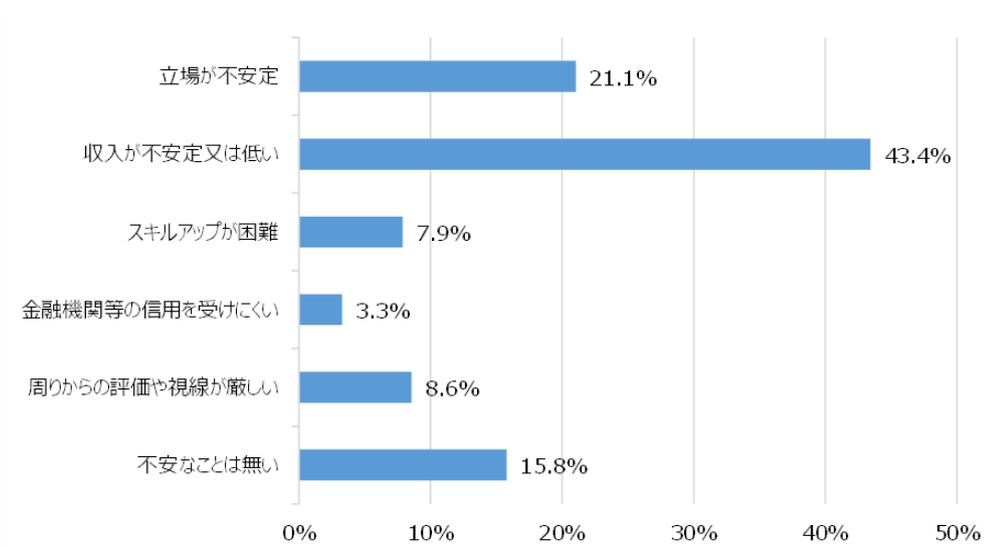


③ 仕事・経済状況について

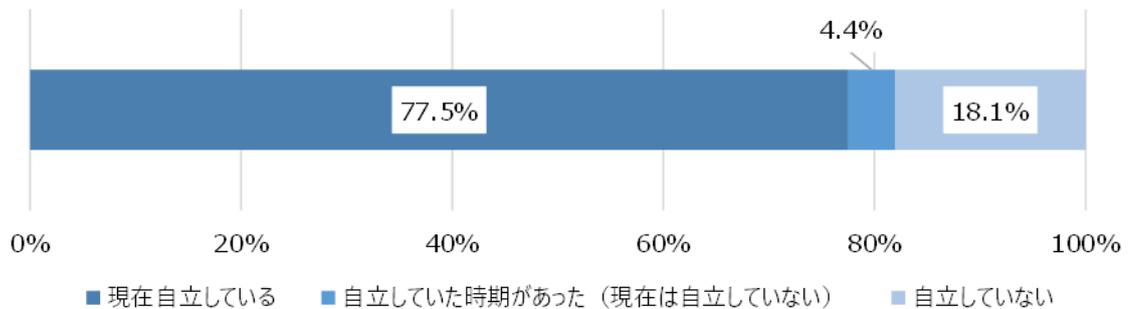
あなたは働いていますかとの項目で、最も割合が高いのは「働いている（正社員）」（64.2%）であり、次いで「働いている（契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト（学生のアルバイトは除く）」（19.1%）、「学生」（10.2%）となっています。



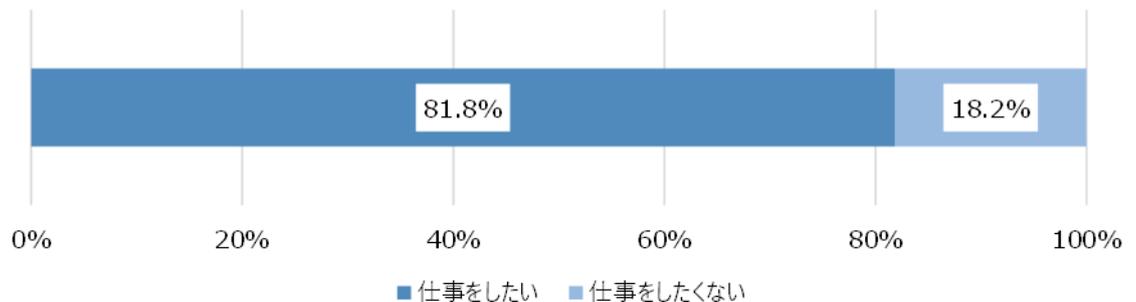
雇用形態について不安なことはありますかとの項目で、最も割合が高いのは「収入が不安定又は低い」（43.4%）であり、次いで「立場が不安定」（21.1%）、不安なことは無い（15.8%）となっています。



現在、あなたは親から経済的に自立していますかとの項目で、最も割合が高いのは「現在自立している」(77.5%)であり、次いで「自立していない」(18.1%)、自立していた時期があった(4.4%)となっています。

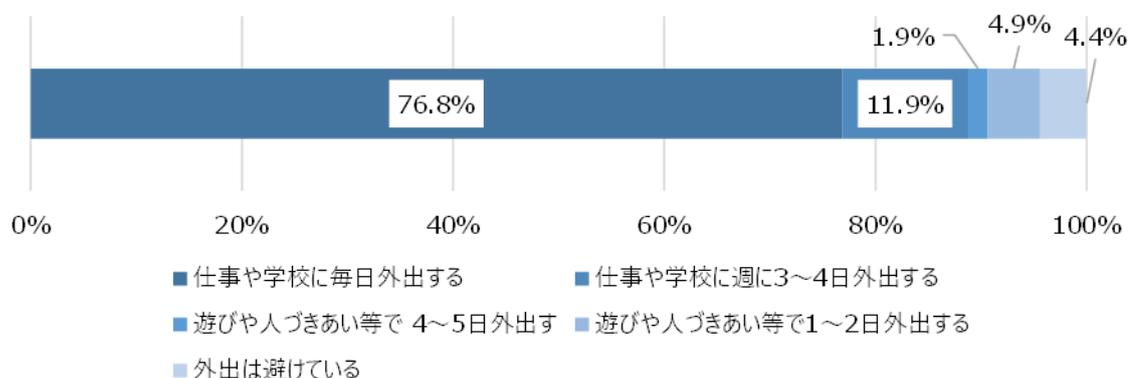


「派遣会社などに登録しているが、現在は働いていない」「無職」と回答した方に仕事をしたいと思っていますかとの項目で、最も割合が高いのは「仕事をしたい」(81.8%)であり、「仕事をしたくない」(18.2%)となっています。

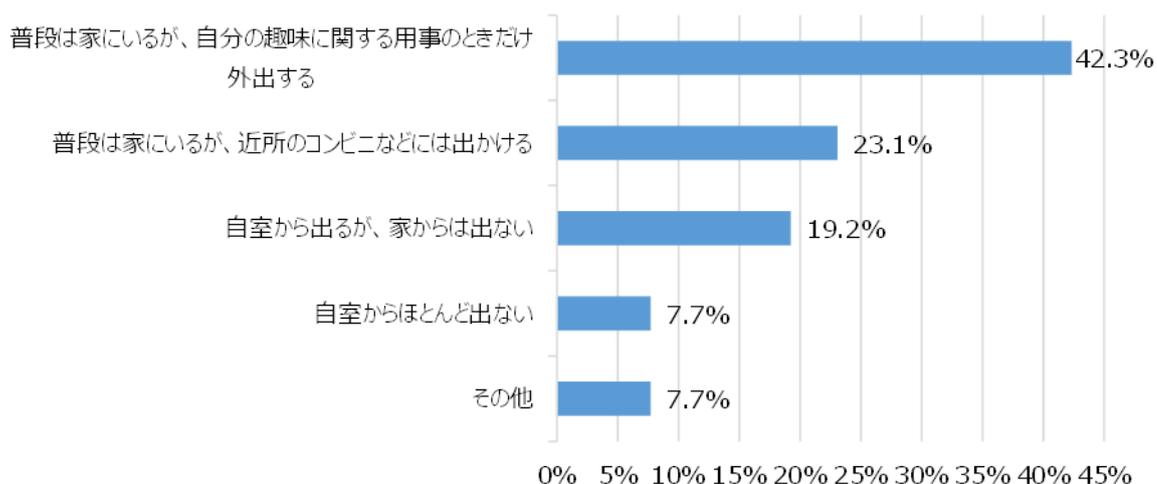


④ 地域との関わりについて

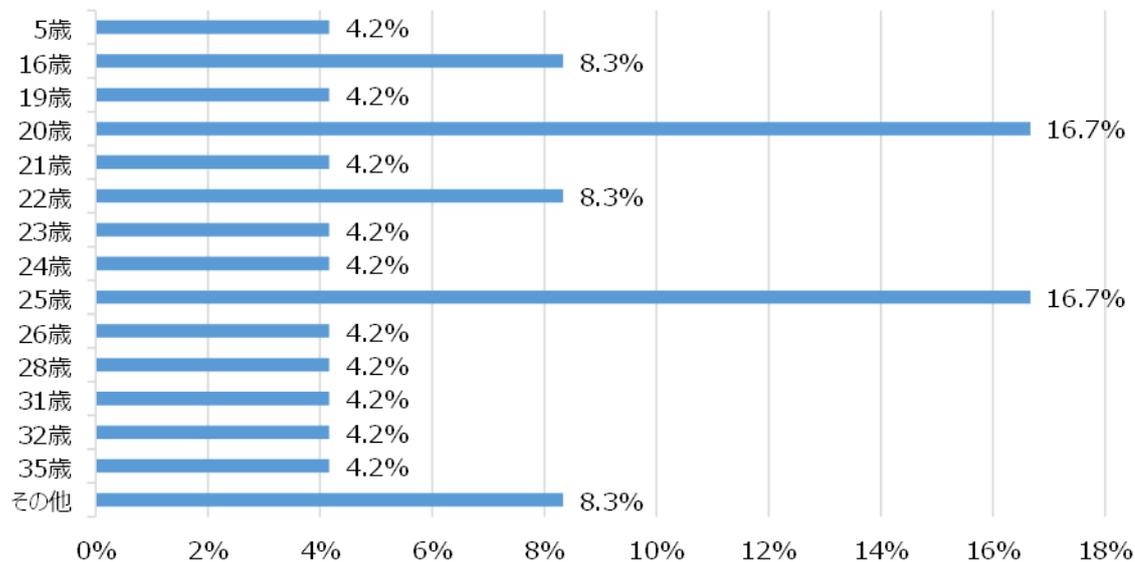
平日はどのくらい外出するか、自身に一番近いもの一つ選んでくださいとの項目で、最も割合が高いのは「仕事や学校に毎日外出する」(76.8%)であり、次いで「仕事や学校に週に3~4日外出する」(11.9%)、遊び付き合い等で1~2日外出する(4.9%)となっています。



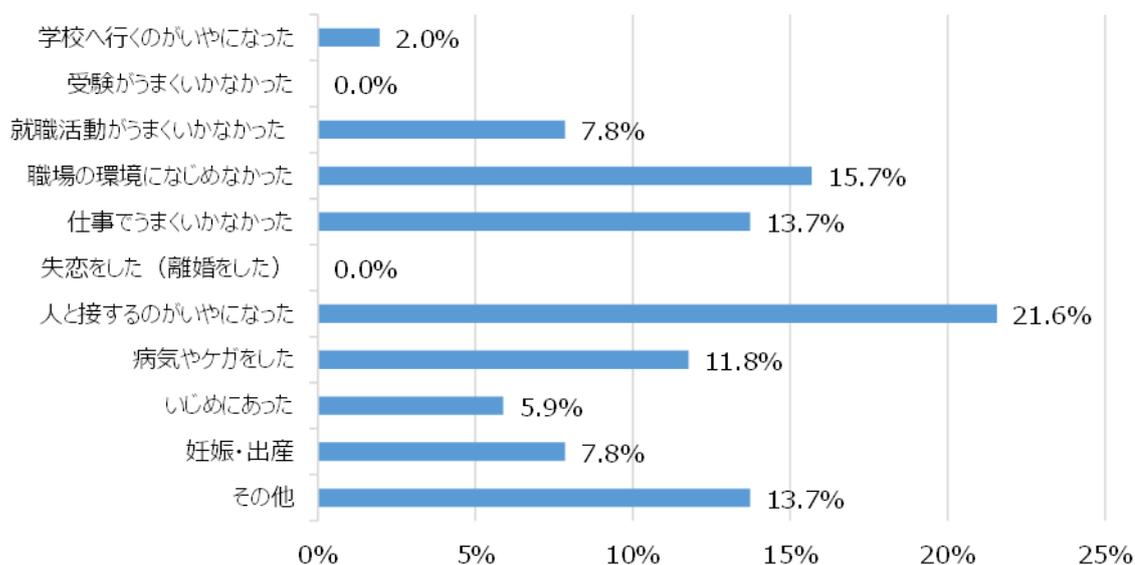
「避けている」程度はどのくらいですか(29で「外出は避けている」と回答した方のみ)との項目で、最も割合が高いのは「普段は家にいるが自分の趣味に関する用事するときだけ外出する」(42.3%)であり、次いで「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」(23.1%)となっています。



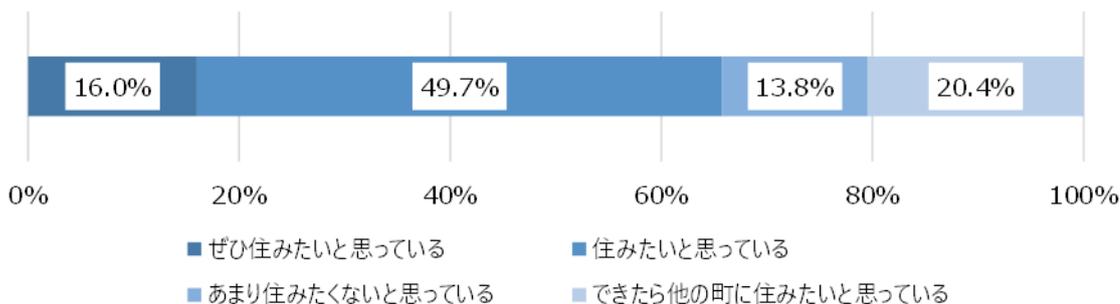
外出を避けるようになったのは、あなたが何歳のころですか。具体的な数字を記入してください（29で「外出は避けている」と回答した方のみ）との項目で最も割合が高いのは「20歳」「25歳」（各16.7%）となっています。



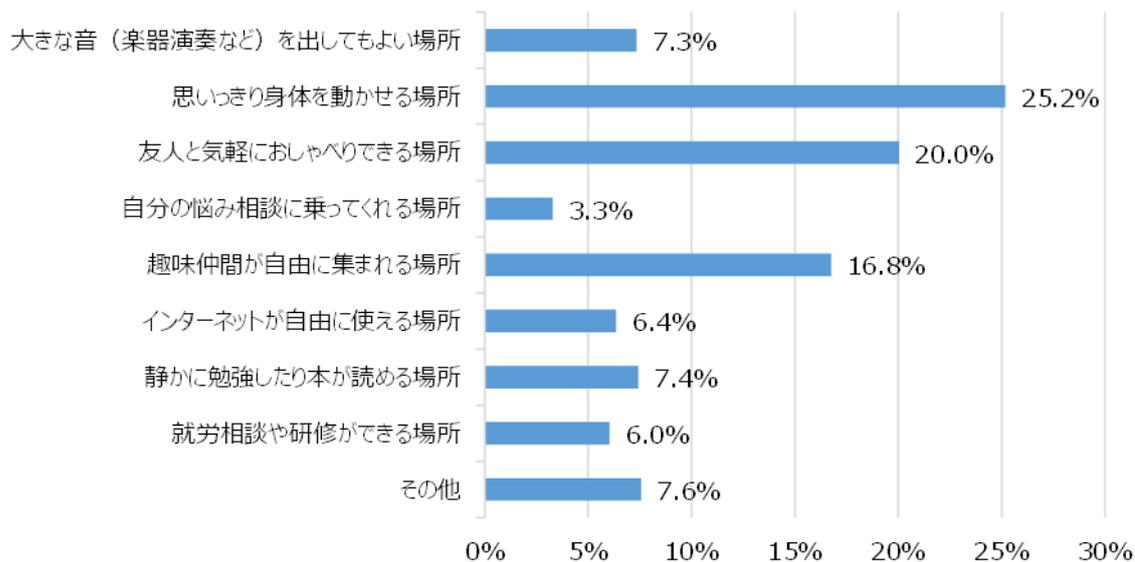
外出を避けるようになったきっかけについて、あてはまるものすべてを選んでください（29で「外出は避けている」と回答した方のみ）との項目で、最も割合が高いのは「人と接するのがいやになった」（21.6%）であり、次いで「職場の環境になじめなかった」（15.7%）、仕事でうまくいかなかった（13.7%）となっています。



あなたは将来的にも伊万里市に住みたいと思っていますかとの項目で、最も割合が高いのは「住みたいと思っている」(49.7%)であり、次いで「できれば他の町に住みたいと思っている」(20.4%)、ぜひ住みたいと思っている(16.0%)となっています。



あなたは、伊万里市に若者向けのどんな場所があればよいかと思うものを3つまで選んでくださいとの項目で、最も割合が高いのは「思いっきり身体を動かせる場所」(25.2%)であり、次いで「友人と気軽におしゃべりできる場所」(20.0%)、趣味仲間が自由に集まれる場所(16.8%)となっています。

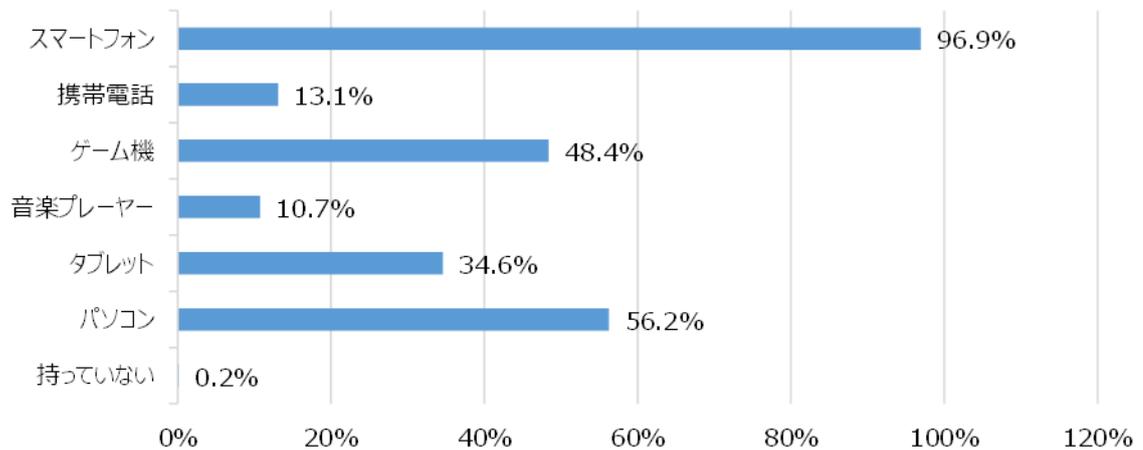


市への意見・要望としては、交通渋滞やバス運行の不便さ歩道整備、防災・安全対策、子育て環境の充実、行政窓口の対応改善、福祉施設の拡充など多岐にわたる声が寄せられています。

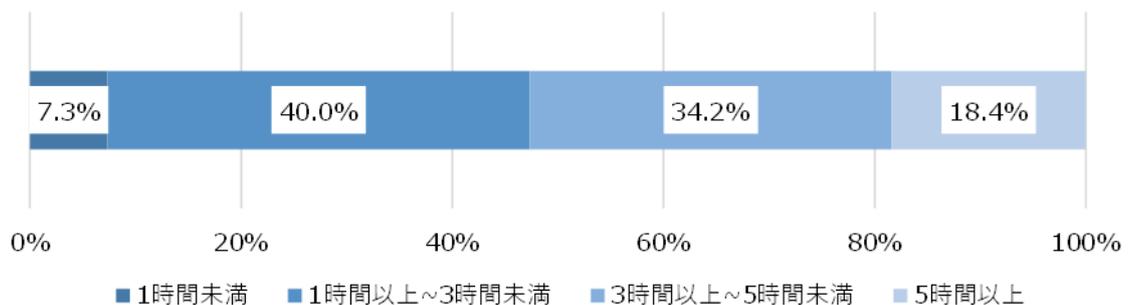
テーマ	アンケートにおける市への意見・要望に関する主な意見
【子ども・子育て】	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちが安心して遊べる場所を確保して欲しい。 ○子育てしやすい環境作り(施設の設置や、働きやすさなど)の先進的な自治体になってほしい。 ○子育て支援給付金の増額、またはそれに見合う物資(月齢に合わせたオムツや離乳食など)の支援。 ○長崎県松浦市がやってるような0歳から3歳までの保育料が無料になってくれたらいいかなと思います。 ○小中給食費無償化や高校学費の免除。
【商業施設・企業誘致】	<ul style="list-style-type: none"> ○学生や若者が集まるショッピングモールが欲しい。 ○買い物に行くにも佐賀、佐世保まで行くので、行かなくても大丈夫なような商業施設を増やしてほしいです。 ○若者が県外に就職しないでいいように企業誘致をしてほしい。 ○働きたくても子どもがいたら仕事に雇ってもらえない。子どもがいても働く場所の充実。
【支援・相談体制】	<ul style="list-style-type: none"> ○心身の理由で働きたくても働けない人や働く環境に悩んでいる人もたくさんいるので、相談窓口や就職斡旋、就労体験ができる環境が欲しい。 ○心のケアをする施設、相談体制を充実してほしい。 ○奨学金や税金など金銭面で負担が減るような補助金を出していただくと助かる。 ○働いている一人暮らしの人への支援。
【観光・交通機関】	<ul style="list-style-type: none"> ○もっと、伊万里に来たい、伊万里で楽しみたいという施設が欲しい。 ○他県からのアクセスが不自由。伝統や文化があるのだからもっと集客力を高める努力が必要。

⑥ インターネット・スマートフォン利用

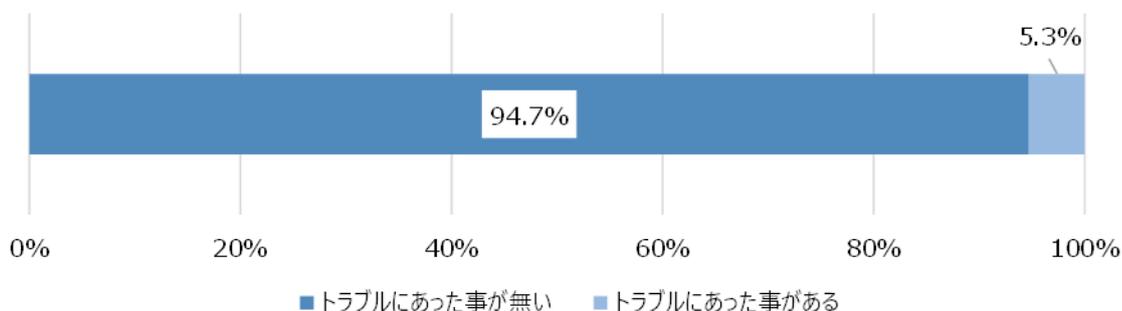
現在、自分が持っている電子機器を選んで、あてはまるものをすべて選んでくださいとの項目で、最も割合が高いのは「スマートフォン」(96.9%)であり、次いで「パソコン」(56.2%)、ゲーム機(48.4%)となっています。



一日に、インターネットやゲームをどのくらいの時間使用していますかとの項目で、最も割合が高いのは「1時間以上～3時間未満」(40.0%)であり、次いで「3時間以上～5時間未満」(34.2%)、5時間以上(18.4%)となっています。



ネットワークやスマートフォン、携帯電話を使用していて友達・家族・ネットにつながった人・全く見知らぬ人との関係が悪くなったりトラブルになったりしたことがありますかとの項目で、最も割合が高いのは「トラブルにあった事が無い」(94.7%)であり、「トラブルにあった事がある」(5.3%)となっている。

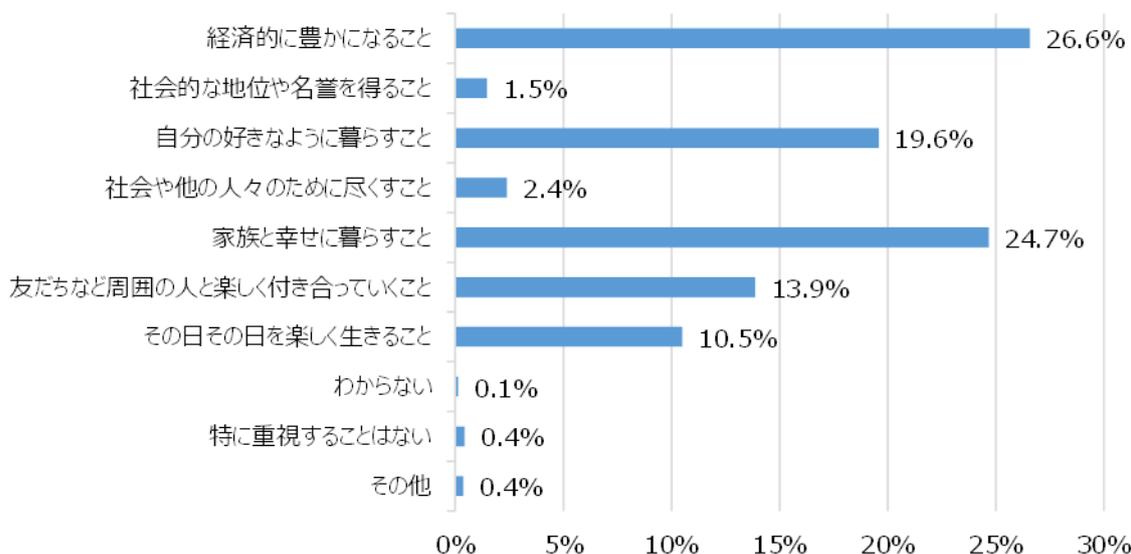


【トラブルの主な意見（抜粋）】

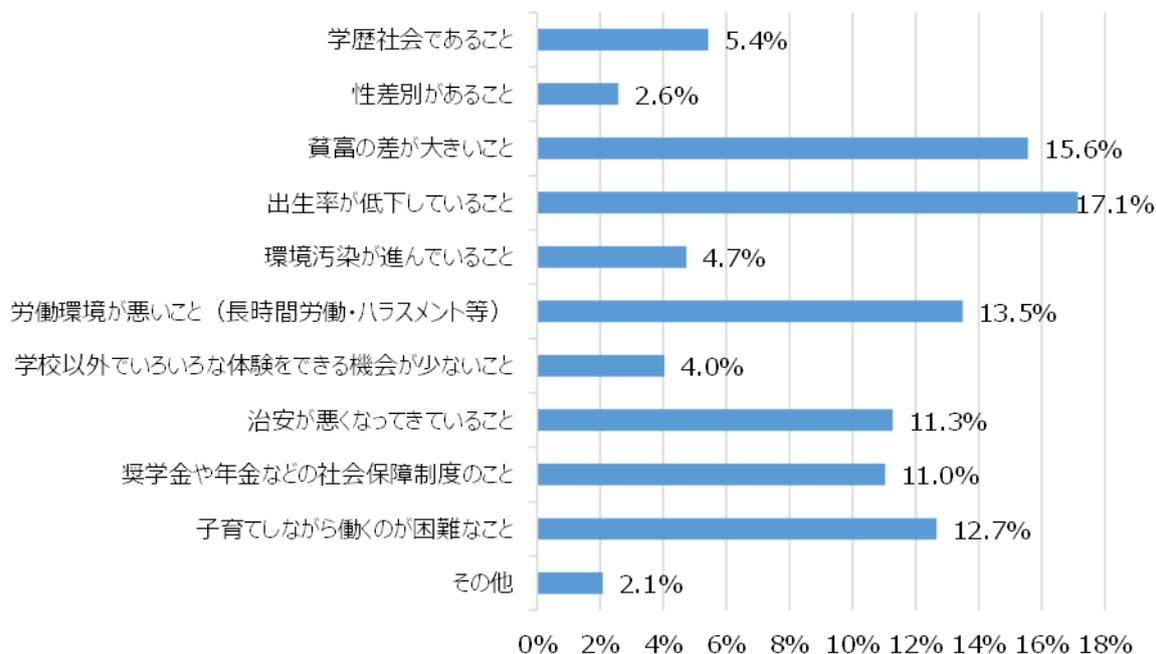
- 自身へのネットストーカー
- OSNS 上での友人の肖像権問題
- ロマンス詐欺まがい
- 出会い系や裸の写真を送られた
- 所在地域や友人などを特定され、騙されそうになった

⑦ 理想の生き方・社会課題認識

あなたの理想とする生き方について、次の中で特に重視することを3つまで選んでくださいとの項目で、最も割合が高いのは「経済的に豊かになること」(26.6%)であり、次いで「家族と幸せに暮らすこと」(24.7%)、自分の好きなように暮らすこと(19.6%)となっています。



今の日本社会について、あなたはどのようなことが特に問題だと思うものを3つまで選んでくださいとの項目で、最も割合が高いのは「出生率が低下していること」（17.1%）であり、次いで「貧富の差が大きいこと」（15.6%）、労働環境が悪いこと（13.5%）となっています。



⑧ 総合的な課題と今後の方向性

本調査から、本市の若者は地域や家庭への満足度が高く、安定した生活を志向する一方で、雇用や経済的自立、地域活動への参加、子育て・福祉・行政サービスの充実などに課題意識を持っています。特に女性では非正規雇用や経済的不安、地域活動への参加意欲の低さが目立ちます。

若者に関する施策として、本市に望むことは、特にショッピングモールなど若者が集まることのできる商業施設や、就業先の確保として企業誘致を求める声が多数見受けられました。若者が住み続けたいまちづくりを実現するため、若者の居場所を作る施策が求められています。



基本的な考え方

1 基本理念

今日、社会は少子化や人口減少、国際化や価値観の多様化など大きな変化の中にあります。こども・若者を取り巻く環境もまた複雑化しており、将来への希望を見いだせず自ら命を絶つ若者の存在、外国にルーツを持つこどもへの支援、性的マイノリティへの理解と尊重、さらには児童虐待や不登校、ひきこもり、若年無業者（ニート）といった社会的孤立の問題など、多様で深刻な課題が顕在化しています。これらの課題に対しては、従来の一律的な支援では十分ではなく、個々の状況に応じたきめ細やかな対応が求められています。

こども・若者が安心して人とつながり、信頼できる大人や仲間との関係を築くことは、健やかな成長の基盤です。その中で自分の個性や強みを発見し、自己肯定感を育むことが、将来に希望を持ち、自立へと歩む力につながります。

伊万里市は、様々な困難を抱えるこども・若者が人とのつながりの中で、自分らしさを取り戻し、社会の中で自分の居場所を見つけ、自立に向かって動き出せるように支援します。

人とつながり、自分らしさを見つけて、自立にむかう

こども・若者の育ちを支援し、

こども・若者が将来に希望を持てるまちづくりを実現する

2 計画の体系

本計画の体系は次ページの【基本理念】、【重点目標】、【取組の方向】からなる体系図から構成されますが、その中でも特に「重点目標2 困難を有するこども・若者やその家族を支援する」を中心に、伊万里市のすべてのこども・若者を包括的に支援していきます。

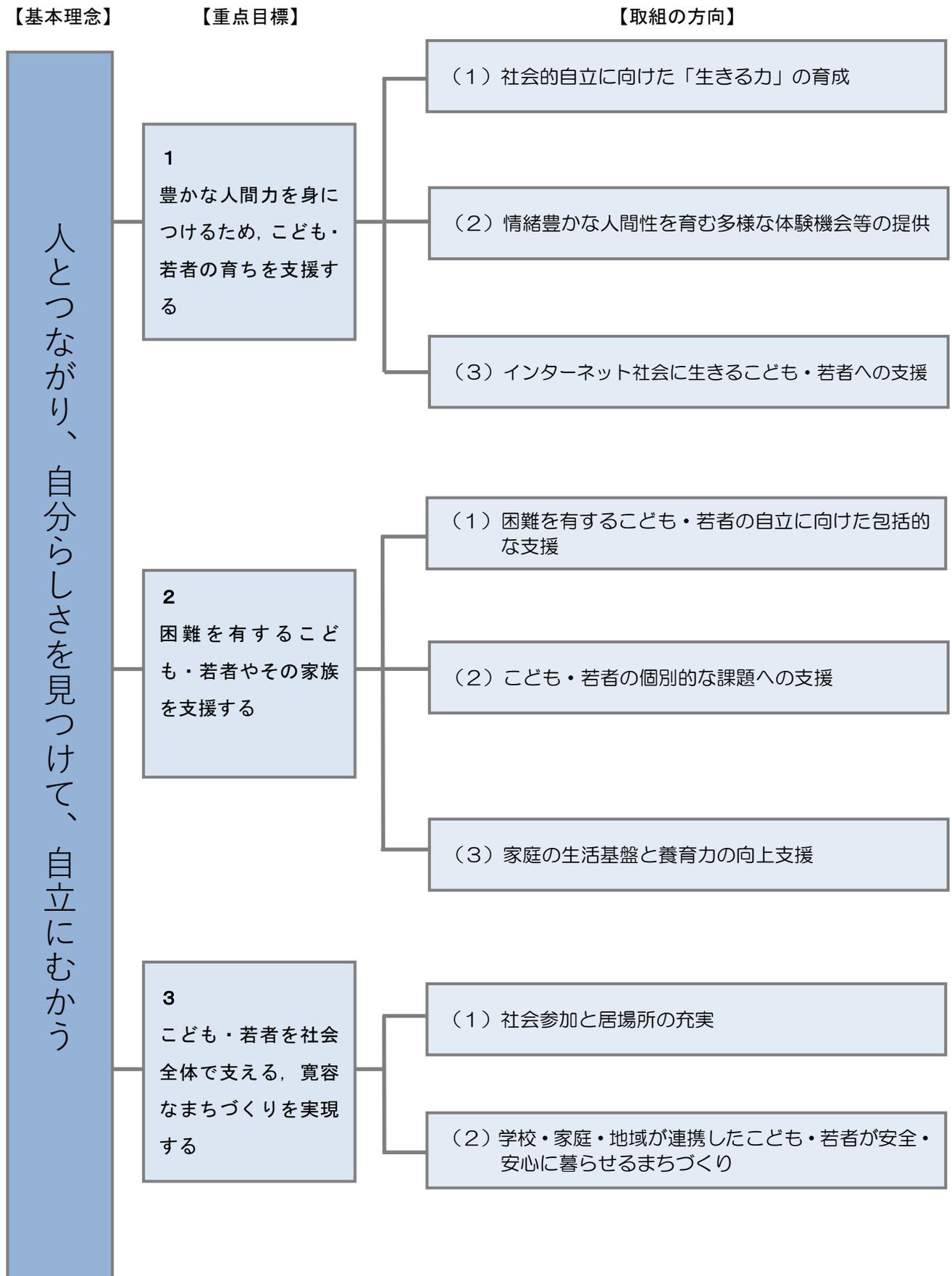
家庭によってこどもの育ちは変わります。社会の発展と核家族化、さらには親の価値観の多様化等を背景として、家庭での教育に不安や悩みを抱えている親が増えている状況があります。

困難を有するこども・若者の心のケアと支援を図っていくとともに、こども・若者にとって個別的な課題解決を支援していきます。そのうえで困難を有するこども・若者をできるだけ減らすために、こども同士が遊びを通じて学び合う場所や時間を確保できるような事業を行い、居場所づくりを推進していきます。

また、学校と地域が連携し、こども・若者の育ちに、寛容なまちづくりを目指します。

さらに、アンケート結果から、インターネット社会がこども・若者の生活の一部として飛躍的に普及していることがわかりました。重点目標の取組のひとつとして「インターネット社会に生きるこども・若者への支援」を位置付け推進していきます。

【 計画の体系 】





計画内容

重点目標 1 豊かな人間力を身につけるため、こども・若者の育ちを支援する

こども・若者が将来にわたり自立し、社会の一員として主体的に生きていくためには、学力や技能に加え、思いやりや協調性、挑戦する意欲といった「豊かな人間力」を育むことが不可欠です。本市では、学校教育や地域活動を通じて主体的に学び考える力を養い、自然体験や文化・芸術活動、ボランティア活動など多様な体験機会を提供します。

また、デジタル社会に対応した情報モラル教育やICT活用を推進し、安心して物事に挑戦できる環境を整え、家庭・学校・地域・行政・関係機関が連携し、こども・若者の育ちを切れ目なく支援します。

(1) 社会的自立に向けた「生きる力」の育成

成長期にあるこども・若者が健やかに育つためには、家庭・学校・地域・関係機関が連携し、生活習慣や健康づくりを支える家庭教育や食育・健康教育を通じて心身の調和を促すことが重要です。

また、命を大切にし、思いやりや人権意識の尊重、防災意識を育むことで「共生」の心を養い、課題解決力や創造性を伸ばす教育を進めることが求められます。家庭教育の支援を基盤としながら、共生意識と創造性を育む教育を地域全体で推進します。

【主な事業等】

No.	事業名	事業概要	主担当課
1	地域学校協働活動推進事業	地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指し、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行うため、地域学校協働活動推進員を全小学校区に配置する取組。	生涯学習課
2	人権意識啓発事業	こども・若者らとのイベント開催や、のぼり旗や懸垂幕等の掲示による啓発により、市民の人権意識の高揚を図る取組。	人権・同和対策課
3	国際交流推進事業	友好交流都市である中国大連市を核とした交流を通じて、市民の国際交流への理解と関心を高めるとともに、地域日本語教室を通じて、市内に住む外国人を生活面や語学面でサポートし、多文化共生を推進する取組。	地域づくり課
4	保健衛生総務事業	望ましい食生活の普及・定着を図り、食を通じた健康づくりの推進に努めるため、各13地区で親子による食育教育を行う取組。	健康づくり課

(2) 情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会等の提供

こども・若者が健やかに成長するためには、多世代との交流や文化芸術・スポーツなどの様々な体験学習、社会参加を通じて豊かな心を育むことが重要です。本市では、文化や自然に触れる体験機会を提供し、多様な価値観を尊重できる力を養います。

また、学力や体力の全国平均を下回る現状を踏まえ、学習、スポーツ活動の推進や、仲間との交流を通じて心身の成長と地域の活力を育む取組めます。

【 主な事業等 】

No.	事業名	事業概要	主担当課
5	地域づくり推進事業	「まちづくり運営協議会」に地域づくり交付金を交付し、こども・若者と地域住民の各種体験や交流のほか、住民主体の身近なまちづくりを支援する取組。また、世代間交流等を目的とした、eスポーツ体験会も開催。	地域づくり課
6	みんなの地域創造拠点形成事業	大学生等が市内を学習及び実践の場とする伊万里まちなかラボ構想に沿って、市内事業者、こども、若者との交流による関係人口創出及び地域活性化につなげる取組。	企画政策課
7	市内高等学校支援事業	企業をはじめとした地域全体が連携し、高校生に新たな学習機会を提供する。また、高校生のフィールドワーク、イベント開催を支援し地域活性化につなげる取組。	企画政策課
8	学力向上対策事業	中学生の英語学力向上のため、生徒が受験する英語検定の受験料を、3級から5級を全額、準2級以上を半額補助する取組。	学校教育課
9	市内企業見学事業	市内の小学生を対象に、市内企業の工場見学を実施することで、本市の企業について学習し、興味・関心を持つことにより、将来の就職や定住の推進を図る取組。	学校教育課
10	放課後子ども教室開催事業	地域住民等の協力・参画を得て、文化・芸術の分野では茶道教室など、スポーツの分野では陸上教室やバスケットボール教室など、様々な学習や体験、交流の機会を提供する「放課後子ども教室」を開催する取組。	生涯学習課
11	図書館資料収集事業	こども・若者から大人まで広く利用されている市民図書館の図書資料を世代ごとに充実させて、読書を通じて情緒豊かな人間性を育てる支援をする取組。	市民図書館
12	各種スポーツイベント等開催事業	市民へ広くスポーツの普及及び振興を図るため、スポーツイベント等を開催し、こどもから大人までスポーツに親しむ環境づくりを推進する取組。	スポーツ課

(3) インターネット社会に生きる子ども・若者への支援

インターネットの普及に伴い、子ども・若者には低年齢からの情報モラル教育が求められています。本市では、子どもが主体的に情報を活用し適切なモラルを身に付けられるよう指導を充実させるとともに、消費トラブルの相談窓口の活用を推進し、安心してデジタル社会を活用できる環境を整備します。

【主な事業等】

No.	事業名	事業概要	主担当課
13	デジタル・シティズンシップ教育推進事業	デジタル技術の体験を通して児童生徒の興味・関心を高め、ITリテラシーの向上を図るとともに、情報モラル教育につなげ、デジタル技術を活用しようとする態度を養う取組。	学校教育課
14	消費生活相談事業	ネット等の巧妙で複雑多岐にわたる消費者トラブルの相談を迅速かつ的確に処理し、被害を未然に防ぐため、「NPO法人消費生活相談員の会さが」に委託し、相談業務を行う取組。	暮らしづくり課

重点目標 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

不登校、ひきこもり、若年無業者（ニート）、発達や生活上の困難、虐待や貧困など、子ども・若者が直面する課題は多様化・複雑化しています。こうした困難は本人だけでなく家族にも大きな影響を及ぼす要因となります。

伊万里市は、子ども・若者とその家族に寄り添い、切れ目なく支援することで、安心して暮らすとともに、未来に希望を持てる環境を整えます。

(1) 困難を有する子ども・若者の自立に向けた包括的な支援

子ども・若者が勤労観や職業観を形成し、社会的・経済的自立に必要な力を身に付けられるよう、若年無業者（ニート）への対応としてキャリア教育を充実させ、企業等と連携した職業相談や支援を行います。また、ひきこもりなど社会生活に困難を抱える若者が社会とのつながりを回復し、自立に向けて歩み出せるよう、関係機関やNPO等と協力して支援体制を整備し、専門的相談や職業体験、就労支援を強化するとともに、相談窓口を活用した支援や仲間同士の交流を重視し、地域全体で継続的な自立支援を推進します。

【 主な事業等 】

No.	事業名	事業概要	主担当課
15	生活困窮者自立支援事業	社会福祉協議会に委託し生活困窮者に対する相談支援体制を整えるために自立支援相談支援、就労準備支援に対する取組。	福祉課
16	青少年育成市民会議支援事業	青少年の健全育成を図るために組織された「伊万里市青少年育成市民会議」に事業費補助を行うとともに、非行防止パトロール等の実施、青少年育成関係団体の組織強化・活動支援を行う取組。	生涯学習課
17	青少年相談事業	青少年相談室を設置し、青少年や保護者等からのあらゆる悩み事の相談に対応する取組。	生涯学習課
18	市民相談事業	社会情勢の変化やそれに伴って起こる様々な問題・悩みに市民が直面したときに手助けとなるよう、人権相談や法律相談等の各種相談窓口を開設し、弁護士など専門の相談員を配置する取組。	暮らしづくり課

(2) こども・若者の個別的な課題への支援

本市では「伊万里市いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止・早期発見・早期対応を徹底し、関係機関と連携した取組を進めるため、家庭・学校・地域・行政・関係機関が一体となり、いじめ防止や不登校対策、ヤングケアラー対策を推進するとともに、障がいのあるこども一人ひとりの特性や発達段階に応じた支援を充実させます。

また、不登校やひきこもり、ヤングケアラーなど、社会生活に困難を抱えるこども・若者には、相談や助言、指導を適切な場で行い、自立に向けて支援します。さらに、障がいのあるこども・若者には、状況に応じたきめ細かな特別支援を行い、自立や社会参加を促進します。

【 主な事業等 】

No.	事業名	事業概要	主担当課
19	いじめ・教育相談事業	教育相談の専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを拠点校に配置。全小学校で巡回相談を行っており、不登校やいじめなどこどもや保護者が抱える悩みについての相談や診断等の適切なカウンセリングを行う取組。	学校教育課
20	教育支援センター「せいら」の運営	不登校の小中学生が安心して過ごせる居場所であり、個別学習や体験活動を通じて社会性や自信を育む。学校等との連携もあり、学校復帰や自立を支援する取組。	学校教育課
21	子ども第三の居場所きらら管理運営事業	子ども第三の居場所きらら（児童育成支援拠点）を令和7年2月に開設し、指定管理者制度により運営している。不登校等の状況により不安や悩みを抱えるこどもに、生活支援や食事支援、学習支援、相談支援、送迎等を行う取組。	こども家庭センター

22	子育て世帯 訪問支援事業	家事・子育て等に不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する取組。	こども家庭 センター
23	障がい者(児)介護・ 訓練等給付事業	障がい者(児)が利用する障がい福祉サービス(訪問系、日中活動系、施設系、訓練・就労系など)の利用に関する取組。	福祉課
24	障がい者(児)自立 支援医療等給付事 業	身体に障がいを有する18歳未満のこども、又は現状のまま推移した場合に将来的に身体に障がいを残すと認められるこどもに対し、医療に要した費用を支給する取組。	福祉課
25	障がい者(児)相談 支援事業	障がい者相談、精神保健相談、自殺対策(自殺予防啓発)に関する取組。	福祉課

(3) 家庭の生活基盤と養育力の向上支援

経済的格差の拡大は教育や進学之机を制限し、こどもの成長環境に大きな影響を及ぼしています。本市では、経済的に困難を抱える家庭に教育・生活・就労を含む総合的な支援を推進し、貧困の連鎖を防ぎます。ひとり親家庭には関係機関と連携した子育て・生活・就労・経済的支援を行い、制度の周知を徹底します。

また、家庭教育に不安を抱える保護者に向け、両親の双方が学び合える場や、地域の大人と交流できる居場所を提供し、子育てに関する共通理解を促進します。

【主な事業等】

No.	事業名	事業概要	主担当課
26	児童手当支給事業	児童の健やかな成長に資することを目的として、父、母、その他児童を養育している者に児童手当を支給する取組。	子育て支援課
27	子どもの医療費 助成事業	疾病の早期発見・早期治療を促進し、こどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、こどもの医療費の自己負担額の一部又は全額を助成する取組。	子育て支援課
28	ひとり親家庭等 医療費助成事業	ひとり親家庭等(母子家庭、父子家庭及び父母のいない児童の養育者家庭)の生活の安定と福祉の向上を図るため、医療費の自己負担額の一部又は全額を助成する取組。	子育て支援課
29	病児保育事業	こどもが病気の際に、保護者が就労等により自宅での保育が困難となった場合の子育て環境の充実を図るため、病児保育を実施する事業者に対し、事業に要する経費を補助する取組。	子育て支援課
30	生活保護費支給 事業	生活に困窮する低所得者の最低限度の生活を維持し自立を支援するため、生活保護法に基づき生活保護費等を支給する取組。	福祉課
31	不妊治療等エンゼ ルサポート事業	出産を希望する夫婦に対し、不妊検査及び治療に係る経費を補助する取組。	こども家庭 センター

32	小中学校要保護・準要保護児童就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に学用品費、給食費、修学旅行費等の経費の一部を援助する取組。	学校教育課
33	留守家庭児童クラブ管理運営事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成と保護者の子育てと仕事の両立を支援する取組。	教育総務課

重点目標 3 こども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する

こども・若者が安心して成長し、自分らしく社会に参加できるためには、家庭や学校だけでなく、地域全体で支える仕組みが必要です。このため、居場所や交流の場を充実させ、世代を超えたつながりを育みます。また、多様性を尊重し、互いを認め合う文化を広げることで、誰もが安心して暮らせる寛容なまちづくりを進めます。

(1) 社会参加と居場所の充実

こどもから大人まで誰もが気軽に利用できる居場所づくりを推進し、ボランティア活動や多世代・地域間交流などに参加できる機会を提供します。具体的には、既存の参加型事業に加え、地域の中で安心して交流できる場を整備し、自主性を尊重した自由な活動や学習、遊びの機会を拡大します。

また、こども・若者が仲間や地域の人々と気軽にふれあえるよう、施設や事業の充実を図るとともに、広く周知を行い、地域全体で交流と学びを支える環境を整備します。

【主な事業等】

No.	事業名	事業概要	主担当課
34	子どもの屋内遊び場管理運営事業	こどもの成長に応じた遊び場を提供し、こどもの心身の発達を促すとともに、安心して子育てをすることができる環境を提供するため、市民センターのトレーニングルームに親子が集える屋内遊び場「いまりっこらんど」を運営する取組。	子育て支援課
35	公園管理事業	市内の公園等の適正な維持管理を行うことに加え、遊具などの施設更新により、利用者が安全で安心して利用できるレクリエーションの場、緑と触れ合う場を提供する取組。	都市政策課
36	市民センター管理運営事業	市民センターに設置したデジタルサイネージを活用し、日々の行事案内に加えて、こども・若者・保護者を対象としたイベントや取組等の情報を効果的に発信することで、来館者の関心や交流を喚起し、参加促進を図る取組。	市民センター
37	地域づくり推進事業（再掲）	「まちづくり運営協議会」に地域づくり交付金を交付し、こども・若者と地域住民の各種体験や交流のほか、住民主体の身近なまちづくりを支援する取組。また、世代間交流等を目的とした、eスポーツ体験会も開催。	地域づくり課

(2) 学校・家庭・地域が連携したこども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり

こども・若者の成長をまち全体で支えるため、家庭・学校・地域・関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、健全な育成環境を整備します。具体的には、有害環境からこどもを守るため警察・行政・学校・地域・関係機関の連携を強化し、安全確保と犯罪抑止を推進します。

また、非行や犯罪行為の早期発見・防止に向け、家庭・学校・地域・関係機関が緊密に協力し、支援体制を整えます。さらに、地域全体でこどもを見守り育てる意識啓発や環境整備を進め、子ども会の活性化などを通じて、安心して成長できる地域社会を形成します。

【主な事業等】

No.	事業名	事業概要	主担当課
38	地域学校協働活動推進事業（再掲）	地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指し、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行うため、地域学校協働活動推進員を全小学校区に配置する取組。	生涯学習課
39	交通安全指導員活動事業	児童生徒の通学時や市内の各種イベント等において街頭指導に取り組み、交通安全意識の高揚を図る取組。	防災危機管理課
40	青少年育成市民会議支援事業（再掲）	青少年の健全育成を図るために組織された「伊万里市青少年育成市民会議」に事業費補助を行うとともに、非行防止パトロール等の実施、青少年育成関係団体の組織強化・活動支援を行う取組。	生涯学習課
41	市内高等学校支援事業（再掲）	企業をはじめとした地域全体が連携し、高校生に新たな学習機会を提供する。また、高校生のフィールドワーク、イベント開催を支援し地域活性化につなげる取組。	企画政策課

第5章

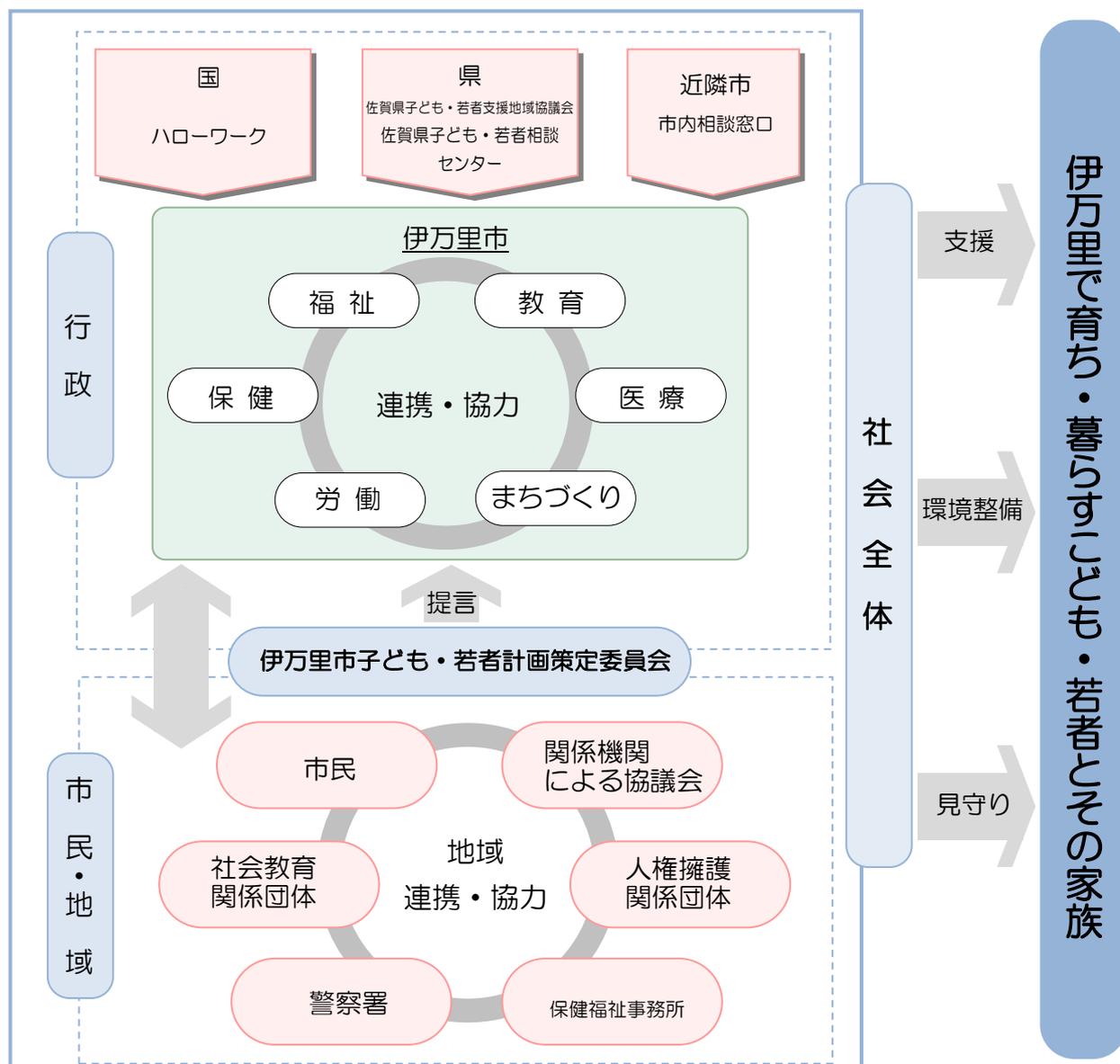
計画の推進に向けて

1 推進体制について

本計画を着実に推進するため、行政においては、教育委員会、福祉部局など関係部門が連携し、相談支援や居場所づくり、学習・就労支援などを切れ目なく展開します。

また行政のみならず、家庭・学校・地域・関係機関が一体となって情報交換及び情報共有を行うとともに、市民への啓発を含めた計画を推進します。

さらに、各種関係機関で構成する「伊万里市子ども・若者計画策定委員会」において必要に応じ計画内容の検証及び提言を行い、柔軟かつ実効性のある取組を展開します。



2 計画の進行管理（重点事業の設定）

本計画を着実に推進するため、毎年度、企画政策課を中心に庁内関係部局と連携し、事業の新規・廃止や内容の変更等について把握・点検を行い、必要に応じて追加、拡充、廃止等の見直しをかけます。これにより、地域の実情に即した柔軟かつ実効性のある取組を継続的に展開します。

また、計画の進捗状況については、必要に応じて市ホームページ等で公表し、市民に分かりやすく情報提供を行うことで、透明性を確保するとともに、市民や関係団体との共有を図ります。

資料編

1 計画策定の経過

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
令和7年 8月11日 ～ 8月31日	子ども・若者計画に関する アンケート調査	1. 調査対象 伊万里市に住民登録されている18歳から39歳の2,000名を無作為抽出 2. 調査期間 令和7年8月11日～8月31日 3. 調査方法 オンライン 4. 回収状況 回収数 587件（29.3%）
10月28日	第1回 伊万里市子ども・若者計画 策定委員会	1. 委員会会長の選出 2. 委員会副会長の指名 3. 子ども・若者計画の概要について 4. 令和7年8月実施のアンケート結果について 5. 子ども・若者計画の素案について
11月5日 ～ 11月17日	計画策定委員への意見照会	第1回策定委員会の内容を踏まえた策定委員へ計画策定に係る意見照会
12月5日 ～ 12月12日	子ども・若者計画原案の 関係部署への庁内照会	計画原案の関係部署への庁内照会
12月16日	第2回 伊万里市子ども・若者計画 策定委員会	子ども・若者計画の原案について
令和8年 2月6日 ～ 2月27日	パブリックコメントの実施	計画原案を公表し、市民の意見を聴取
3月31日	計画策定	

2 伊万里市子ども・若者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第9条第2項の規定に基づき、伊万里市子ども・若者計画を策定及び検証するため、伊万里市子ども・若者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、伊万里市子ども・若者計画の策定に関し必要な審議を行い、当該計画の原案を市長に提案する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる組織、団体等から推薦された者及び公募により選出された者をもって充て、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

伊万里市社会教育委員
伊万里警察署
伊万里保健福祉事務所
伊万里市青少年育成市民会議
伊万里市子ども会連合会
伊万里市小中学校連合PTA
伊西地区高等学校校長会
伊万里人権擁護委員協議会
青少年なやみ相談つくしの会

3 こども・若者に関する各種相談窓口

相談先	相談内容	対象	時間及び予約
伊万里市 暮らしづくり課 市民相談室 住所：伊万里市立花町 1355 番地 1 (伊万里市役所内) Tel：0955-23-2937	消費生活、人権、法律、行政全般に関する幅広い分野に関する総合相談窓口です。	伊万里市在住者	平日 8：30～ 17：15 予約：必要 ※相談内容により 相談時間が変わります
伊万里市青少年センター 青少年相談室 住所：伊万里市松島町 7 3 番地 1 (生涯学習センター内) Tel：0955-22-7867	青少年や保護者等が抱える学校や家庭の中での悩みなどに関する相談窓口です。	小学校・中学校・義務教育学校・高校の児童生徒とその保護者や教職員等	平日 9：00～ 17：00 予約：不要
伊万里市教育委員会 教育支援センター「せいら」 住所：伊万里市松島町 7 3 番地 1 (生涯学習センター内) Tel：0955-22-7621	不登校になった児童・生徒を学校やスクールソーシャルワーカーと情報交換を密にしながら学校復帰を支援する相談窓口です。	伊万里市在住の小・中学生とその保護者	平日 8：30～ 14：00 予約：必要
伊万里市こども家庭センター こども家庭相談係 住所：伊万里市立花町 1355 番地 1 (伊万里市役所内) Tel：0955-23-2183	幼児、児童、生徒の養育や家庭内での問題、発育、心身の障がいなど、こども、ヤングケアラーに関する相談窓口です。	18歳未満のこどもとその保護者	平日 8：30～ 17：15 予約：必要
伊万里市社会福祉協議会 伊万里市生活自立支援センター 住所：伊万里市松島町 3 9 1 番地 1 Tel：0955-22-3931	(自立相談支援事業) 生活困窮、就労支援、ひきこもりなど日常生活の中で抱えている様々な心配ごとや悩みごとに対する相談窓口です。 (家計改善支援事業) 家計のやりくりや債務の支払いに関する相談窓口です。	伊万里市在住者	平日 9：00～ 17：00 予約：必要
佐賀県子ども・若者総合相談センター 住所：佐賀市八幡小路 2-3 八幡小路ビル 2 階 Tel：0952-97-8246	ニート、ひきこもりなどさまざまな困難を抱えるこども・若者の社会参加や自立のための総合相談窓口です。専門の臨床心理士が常駐しています。 職業的自立を支援する「さが若者サポートステーション」、ひきこもり状態にある方やその家族の相談窓口「さがすみらい」も併設しています。	県内に居住する0歳から30歳代のこども・若者とその家族等	平日 11：00～ 18：00 予約：必要

伊万里市子ども・若者計画

令和8年3月 発行：伊万里市

住所：〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355 番地 1

TEL：0955-23-2124 FAX：0955-23-6113

編集：総合政策部企画政策課